

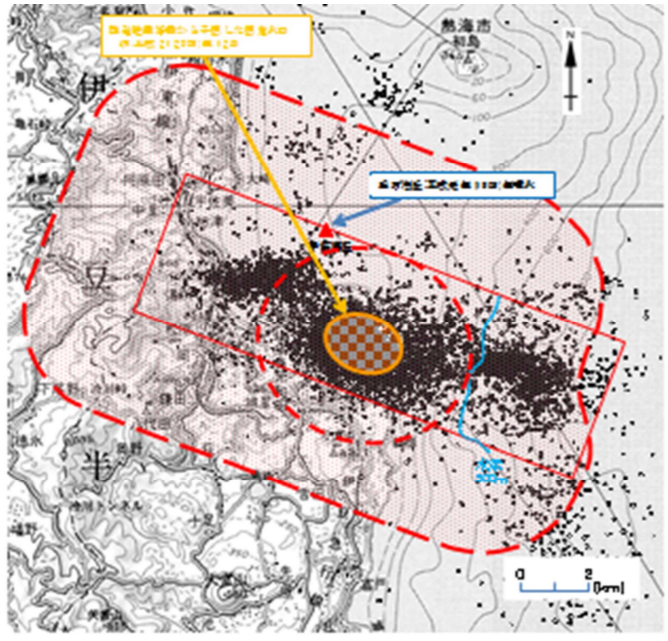

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考																		
火山 -4	6 火山災害対策編 I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 第1章 総則 第1節 想定（伊豆東部火山群の火山防災対策検討会報告（平成23年10月）及び伊豆東部火山群火山防災協議会決議（平成30年10月）に基づく） 2 本計画の基本方針と噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲 (2) 想定される火山現象の推移	6 火山災害対策編 I 伊豆東部火山群の火山災害対策計画 第1章 総則 第1節 想定（伊豆東部火山群の火山防災対策検討会報告（平成23年10月）及び伊豆東部火山群火山防災協議会決議（平成30年10月）に基づく） 2 本計画の基本方針と噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲 (2) 想定される火山現象の推移	伊豆東部火山群の火山防災対策検討会報告書(平成23年10月)及び伊豆東部火山群火山防災協議会決議資料(平成30年10月1日)に基づく修正(関係機関からの意見を反映)																		
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>推 移</th> <th>想定される火山現象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下深部へのダイク（岩脈）（※1）の貫入が開始</td> <td>・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動（ひずみ計、傾斜計位等に変化を観測） ・群発地震活動の開始</td> </tr> <tr> <td>相当量のマグマの地殻浅部への貫入</td> <td>地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動（ひずみ計、傾斜計等に通常と異なる変化を観測）</td> </tr> <tr> <td>顕著な群発地震活動</td> <td>・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動</td> </tr> <tr> <td>マグマが更に浅部に上昇</td> <td>・低周波地震の活発化（群発地震活動に減少傾向がみられることもある）</td> </tr> <tr> <td>噴火の前兆現象</td> <td>・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生</td> </tr> <tr> <td>噴火発生</td> <td>●浅海域での噴火発生（※2） ・マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散（噴石による影響範囲は、概ね3.5kmとする）、火山灰の放出、ベースサージ（環状に急速に広がる横なぐりの噴煙）の発生 ●陸域で噴火発生（※2） ・地下水や地表水が豊富な場合は、マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散、火山灰の放出、ベースサージの発生 ・地下水や地表水が乏しい場合（あるいは噴火中に涸れた場合）は、ストロンボリ式噴火による噴石や火山灰の放出、あるいは溶岩の流出</td> </tr> <tr> <td>活動の終息</td> <td>・地震活動の低下 ・地殻変動の停止・収束</td> </tr> <tr> <td>噴火後、数ヶ月から数年</td> <td>降雨による土石流の発生</td> </tr> </tbody> </table>		推 移	想定される火山現象	地下深部へのダイク（岩脈）（※1）の貫入が開始	・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動（ひずみ計、傾斜計位等に変化を観測） ・群発地震活動の開始	相当量のマグマの地殻浅部への貫入	地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動（ひずみ計、傾斜計等に通常と異なる変化を観測）	顕著な群発地震活動	・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動	マグマが更に浅部に上昇	・低周波地震の活発化（群発地震活動に減少傾向がみられることもある）	噴火の前兆現象	・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生	噴火発生	●浅海域での噴火発生（※2） ・マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散（噴石による影響範囲は、概ね3.5kmとする）、火山灰の放出、ベースサージ（環状に急速に広がる横なぐりの噴煙）の発生 ●陸域で噴火発生（※2） ・地下水や地表水が豊富な場合は、マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散、火山灰の放出、ベースサージの発生 ・地下水や地表水が乏しい場合（あるいは噴火中に涸れた場合）は、ストロンボリ式噴火による噴石や火山灰の放出、あるいは溶岩の流出	活動の終息	・地震活動の低下 ・地殻変動の停止・収束	噴火後、数ヶ月から数年	降雨による土石流の発生
	推 移	想定される火山現象																			
	地下深部へのダイク（岩脈）（※1）の貫入が開始	・マグマの貫入を示すわずかな地殻変動（ひずみ計、傾斜計位等に変化を観測） ・群発地震活動の開始																			
	相当量のマグマの地殻浅部への貫入	地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動（ひずみ計、傾斜計等に通常と異なる変化を観測）																			
	顕著な群発地震活動	・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動																			
	マグマが更に浅部に上昇	・低周波地震の活発化（群発地震活動に減少傾向がみられることもある）																			
	噴火の前兆現象	・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生																			
	噴火発生	●浅海域での噴火発生（※2） ・マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散（噴石による影響範囲は、概ね3.5kmとする）、火山灰の放出、ベースサージ（環状に急速に広がる横なぐりの噴煙）の発生 ●陸域で噴火発生（※2） ・地下水や地表水が豊富な場合は、マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散、火山灰の放出、ベースサージの発生 ・地下水や地表水が乏しい場合（あるいは噴火中に涸れた場合）は、ストロンボリ式噴火による噴石や火山灰の放出、あるいは溶岩の流出																			
	活動の終息	・地震活動の低下 ・地殻変動の停止・収束																			
噴火後、数ヶ月から数年	降雨による土石流の発生																				
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>推 移</th> <th>想定される火山現象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マグマの貫入の開始</td> <td>・マグマの貫入（ダイク（※1）の形成）を示すわずかな地殻変動（ひずみ計、傾斜計位等に変化を観測） ・群発地震活動の開始</td> </tr> <tr> <td>相当量のマグマの地殻浅部への貫入</td> <td>地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動（ひずみ計、傾斜計等に通常と異なる変化を観測）</td> </tr> <tr> <td>顕著な群発地震活動</td> <td>・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動</td> </tr> <tr> <td>マグマが更に浅部に上昇</td> <td>・低周波地震の活発化（通常の地震に減少傾向がみられることもある）</td> </tr> <tr> <td>噴火の前兆現象</td> <td>・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生</td> </tr> <tr> <td>噴火発生</td> <td>●浅海域での噴火発生（※2） ・マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散（噴石による影響範囲は、概ね3.5kmとする）、火山灰の放出、ベースサージ（環状に急速に広がる横なぐりの噴煙）の発生 ●陸域で噴火発生（※2） ・地下水や地表水が豊富な場合は、マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散、火山灰の放出、ベースサージの発生 ・地下水や地表水が乏しい場合（あるいは噴火中に涸れた場合）は、ストロンボリ式噴火による噴石や火山灰の放出、あるいは溶岩の流出</td> </tr> <tr> <td>活動の終息</td> <td>・地震活動の低下 ・地殻変動の停止・収束</td> </tr> </tbody> </table>	推 移	想定される火山現象	マグマの貫入の開始	・マグマの貫入（ダイク（※1）の形成）を示すわずかな地殻変動（ひずみ計、傾斜計位等に変化を観測） ・群発地震活動の開始	相当量のマグマの地殻浅部への貫入	地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動（ひずみ計、傾斜計等に通常と異なる変化を観測）	顕著な群発地震活動	・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動	マグマが更に浅部に上昇	・低周波地震の活発化（通常の地震に減少傾向がみられることもある）	噴火の前兆現象	・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生	噴火発生	●浅海域での噴火発生（※2） ・マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散（噴石による影響範囲は、概ね3.5kmとする）、火山灰の放出、ベースサージ（環状に急速に広がる横なぐりの噴煙）の発生 ●陸域で噴火発生（※2） ・地下水や地表水が豊富な場合は、マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散、火山灰の放出、ベースサージの発生 ・地下水や地表水が乏しい場合（あるいは噴火中に涸れた場合）は、ストロンボリ式噴火による噴石や火山灰の放出、あるいは溶岩の流出	活動の終息	・地震活動の低下 ・地殻変動の停止・収束				
推 移	想定される火山現象																				
マグマの貫入の開始	・マグマの貫入（ダイク（※1）の形成）を示すわずかな地殻変動（ひずみ計、傾斜計位等に変化を観測） ・群発地震活動の開始																				
相当量のマグマの地殻浅部への貫入	地殻浅部への相当量のマグマの貫入を示す顕著な地殻変動（ひずみ計、傾斜計等に通常と異なる変化を観測）																				
顕著な群発地震活動	・活発な群発地震活動 ・震源の浅部への移動																				
マグマが更に浅部に上昇	・低周波地震の活発化（通常の地震に減少傾向がみられることもある）																				
噴火の前兆現象	・低周波地震の多発 ・火山性微動の発生																				
噴火発生	●浅海域での噴火発生（※2） ・マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散（噴石による影響範囲は、概ね3.5kmとする）、火山灰の放出、ベースサージ（環状に急速に広がる横なぐりの噴煙）の発生 ●陸域で噴火発生（※2） ・地下水や地表水が豊富な場合は、マグマ水蒸気爆発による多数の大きな噴石の飛散、火山灰の放出、ベースサージの発生 ・地下水や地表水が乏しい場合（あるいは噴火中に涸れた場合）は、ストロンボリ式噴火による噴石や火山灰の放出、あるいは溶岩の流出																				
活動の終息	・地震活動の低下 ・地殻変動の停止・収束																				
	削除																				
	※1) ダイク（岩脈）：水平面に対して高角度で貫入したマグマが固結してできた板状岩体。ふつう幅1～数十m、長さ数百m以下のものが多い。	※1) ダイク（岩脈）：水平面に対して高角度で貫入したマグマが固結してできた板状岩体。ふつう幅1～数十m、長さ数百m以下のものが多い。																			
	※2) 浅海域、陸域で噴火が発生した場合の大きな噴石やベースサージによる影響範囲は、噴火地点から概ね3.5kmの範囲とする。	※2) 浅海～海域噴火を想定した噴火影響範囲は、マグマ水蒸気噴火時のベースサージの到達距離3km。陸域噴火を想定した噴火影響範囲は、マグマ水蒸気噴火時の大きな噴石の距離3.5km。																			

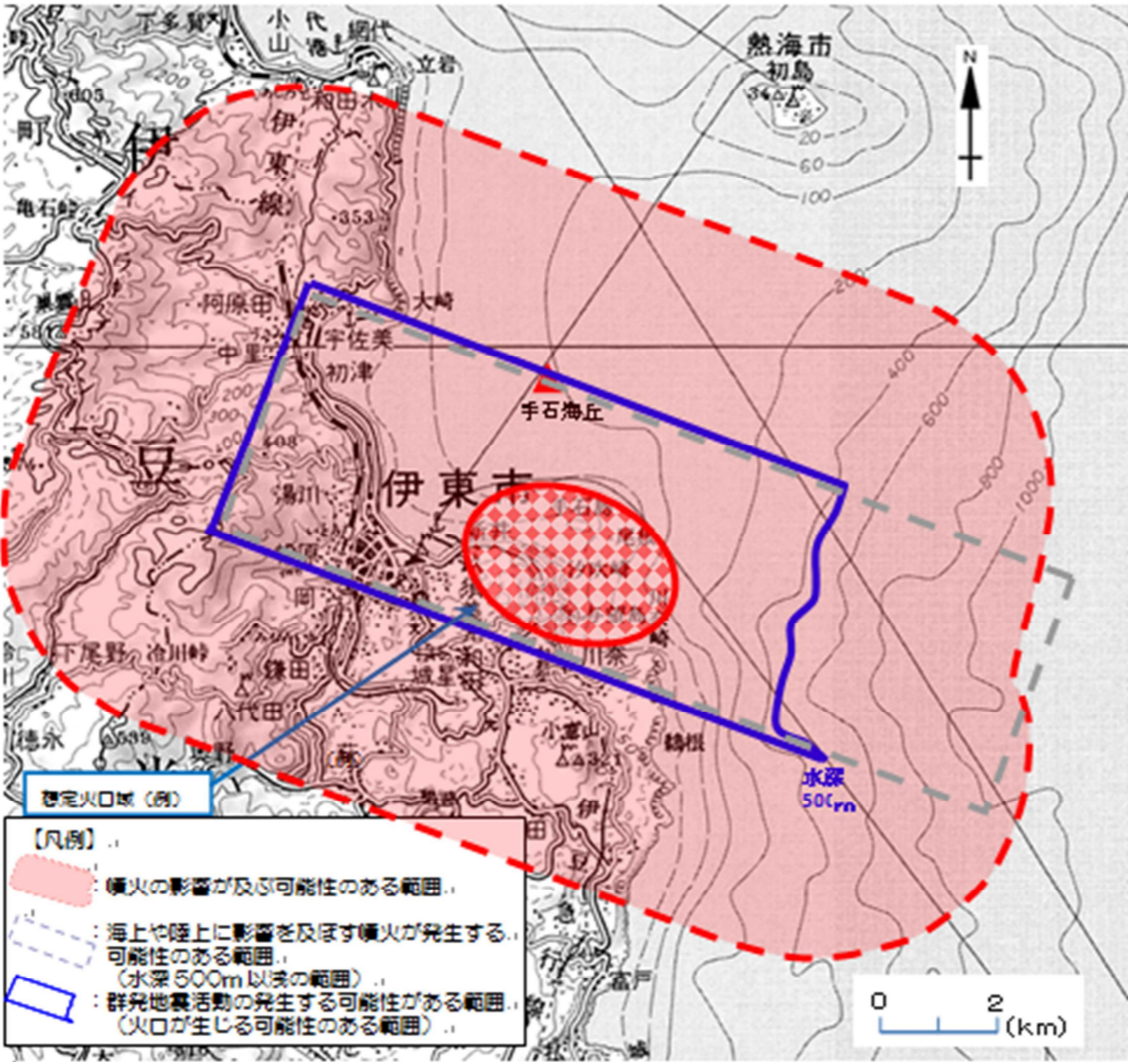
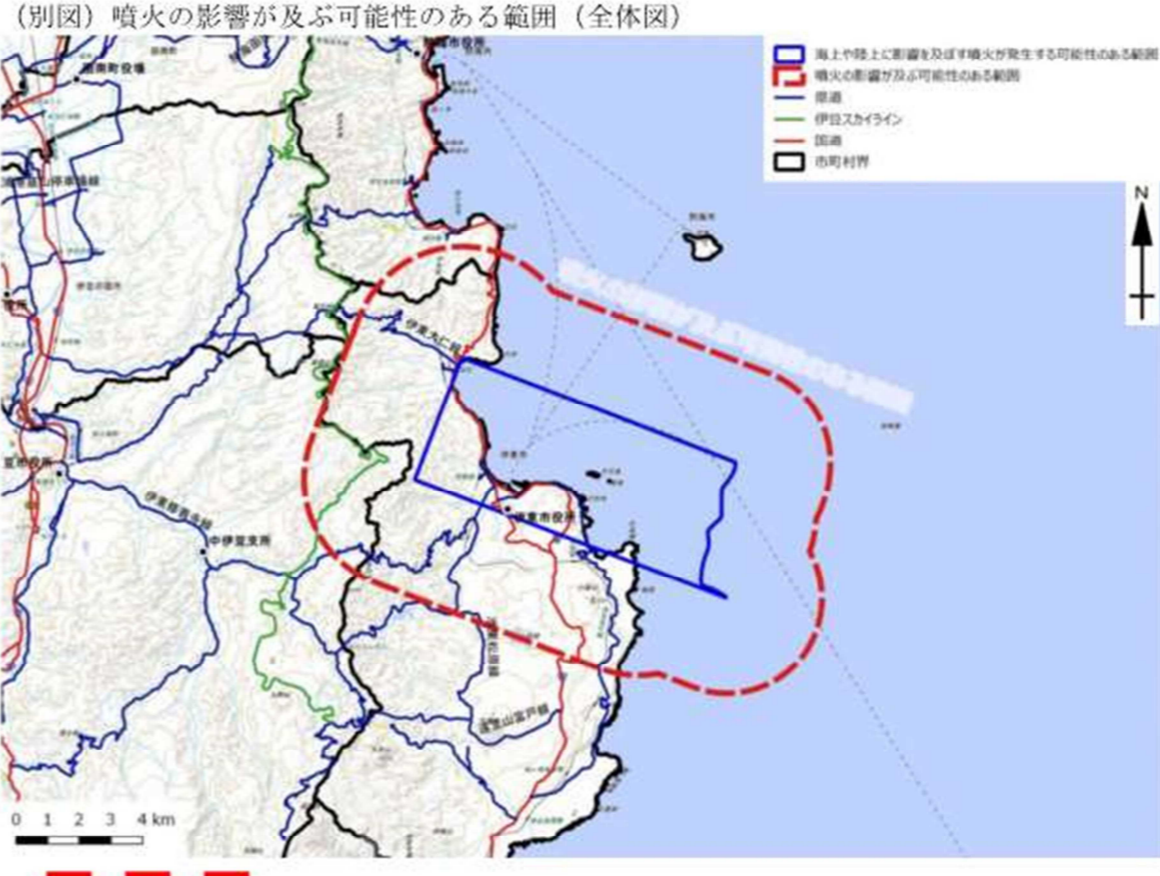
静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
火山 -6	 <p data-bbox="753 380 1299 604">平成8（1996）年10月の群発地震活動の際の想定火口域（例）を図4-1の橙色塗りつぶしの楕円で示す。 また、橙色塗りつぶしの楕円から概ね3.5kmの範囲を噴火の影響が及ぶ範囲として破線で表す。</p>	 <p data-bbox="1952 380 2478 485">平成8（1996）年10月の群発地震活動の際の想定火口域（例）を図4-1の橙色塗りつぶしの楕円で示す。</p>	<p data-bbox="2516 205 2920 317">伊豆東部火山群防災協議会会議資料(平成30年10月1日)に基づく修正(関係機関からの意見を反映)</p>
<p data-bbox="160 745 1092 779">図4-1 平成8（1996）年10月の群発地震活動から予想した想定火口域（例）</p>	<p data-bbox="1338 745 2270 779">図4-1 平成8（1996）年10月の群発地震活動から予想した想定火口域（例）</p>		
 <p data-bbox="753 1199 1299 1388">平成18（2006）年4月の群発地震活動の際の想定火口域（例）を図4-2の橙色塗りつぶしの楕円で示す。 また、橙色塗りつぶしの楕円は、水深500mより深いため、噴火の影響がない。</p>	 <p data-bbox="1952 1199 2478 1388">平成18（2006）年4月の群発地震活動の際の想定火口域（例）を図4-2の橙色塗りつぶしの楕円で示す。 また、橙色塗りつぶしの楕円は、水深500mより深いため、噴火の影響がない。</p>		
<p data-bbox="160 1558 1092 1591">図4-2 平成18（2006）年4月の群発地震活動から予想した想定火口域（例）</p>	<p data-bbox="1338 1558 2270 1591">図4-2 平成18（2006）年4月の群発地震活動から予想した想定火口域（例）</p>		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考																				
火山 -7	 <p>平成 21 (2009) 年 12 月の群発地震活動の際の想定火口域 (例) を図 4-3 の橙色塗りつぶしの楕円で示す。 また、橙色塗りつぶしの楕円から概ね 3.5km の範囲を噴火の影響が及ぶ範囲として破線で表す。</p> <p>図 4-3 平成 21 (2009) 年 12 月の群発地震活動から予想した想定火口域 (例)</p>	 <p>平成 21 (2009) 年 12 月の群発地震活動の際の想定火口域 (例) を図 4-3 の橙色塗りつぶしの楕円で示す。</p> <p>図 4-3 平成 21 (2009) 年 12 月の群発地震活動から予想した想定火口域 (例)</p>																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 892 430 934">区 分</th> <th data-bbox="430 892 1320 934">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 934 430 1092">火口が出現する可能性のある範囲 (群発地震が発生する可能性のある範囲)</td> <td data-bbox="430 934 1320 1092">平成 7 (1995) 年から平成 22 (2010) 年 12 月までに発生した群発地震の震央分布を基に、検討会で噴火が発生する可能性が高いと推定した範囲をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1092 430 1291">海上や地表に噴火の影響が及ぶ火口が出現する可能性のある範囲 (水深500m以浅の範囲)</td> <td data-bbox="430 1092 1320 1291">火口が出現する可能性のある範囲 (群発地震が発生する可能性のある範囲) のうち海上の水深 500m 以深の範囲を除外した範囲をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1291 430 1522">噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲</td> <td data-bbox="430 1291 1320 1522"> <p>噴火に伴い噴火地点から概ね 3.5km の範囲では、ベースサージや大きな噴石の影響をうける可能性があると考えられることから、火口が出現する可能性のある範囲を含むその周囲概ね 3.5km の範囲とする。</p> <p>ただし、水深 500m より深い所では、高い水圧により爆発的な噴火は発生しないと考えられることから、水深 500m より深い所で噴火した場合の影響範囲は設定しない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="163 1522 430 1875">想定火口域</td> <td data-bbox="430 1522 1320 1875">噴火が予想された場合、その時の群発地震の震央分布範囲の中に火口が出現する可能性が高いことから、群発地震の震央分布範囲から想定火口域の特定を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	火口が出現する可能性のある範囲 (群発地震が発生する可能性のある範囲)	平成 7 (1995) 年から平成 22 (2010) 年 12 月までに発生した群発地震の震央分布を基に、検討会で噴火が発生する可能性が高いと推定した範囲をいう。	海上や地表に噴火の影響が及ぶ火口が出現する可能性のある範囲 (水深500m以浅の範囲)	火口が出現する可能性のある範囲 (群発地震が発生する可能性のある範囲) のうち海上の水深 500m 以深の範囲を除外した範囲をいう。	噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲	<p>噴火に伴い噴火地点から概ね 3.5km の範囲では、ベースサージや大きな噴石の影響をうける可能性があると考えられることから、火口が出現する可能性のある範囲を含むその周囲概ね 3.5km の範囲とする。</p> <p>ただし、水深 500m より深い所では、高い水圧により爆発的な噴火は発生しないと考えられることから、水深 500m より深い所で噴火した場合の影響範囲は設定しない。</p>	想定火口域	噴火が予想された場合、その時の群発地震の震央分布範囲の中に火口が出現する可能性が高いことから、群発地震の震央分布範囲から想定火口域の特定を行う。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1341 892 1608 934">区 分</th> <th data-bbox="1608 892 2502 934">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1341 934 1608 1092">火口が出現する可能性のある範囲 (群発地震が発生する可能性のある範囲)</td> <td data-bbox="1608 934 2502 1092">平成 7 (1995) 年から平成 22 (2010) 年 12 月までに発生した群発地震の震央分布を基に、検討会で噴火が発生する可能性が高いと推定した範囲をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 1092 1608 1291">海上や陸上に噴火の影響が及ぶ火口が出現する可能性のある範囲 (水深500m以浅の範囲)</td> <td data-bbox="1608 1092 2502 1291">火口が出現する可能性のある範囲 (群発地震が発生する可能性のある範囲) のうち海上の水深 500m 以深の範囲を除外した範囲をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 1291 1608 1522">噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲</td> <td data-bbox="1608 1291 2502 1522"> <p>陸域噴火は水蒸気マグマ噴火時の大きな噴石の到達距離 3.5km。浅海～海域噴火は水蒸気マグマ噴火時のベースサージの到達距離 3.0km。</p> <p>ただし、水深 500m より深い所では、高い水圧により爆発的な噴火は発生しないと考えられることから、水深 500m より深い所で噴火した場合の影響範囲は設定しない。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1341 1522 1608 1875">想定火口域</td> <td data-bbox="1608 1522 2502 1875">噴火が予想された場合、その時の群発地震の震央分布範囲の中に火口が出現する可能性が高いことから、群発地震の震央分布範囲から想定火口域の特定を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	内 容	火口が出現する可能性のある範囲 (群発地震が発生する可能性のある範囲)	平成 7 (1995) 年から平成 22 (2010) 年 12 月までに発生した群発地震の震央分布を基に、検討会で噴火が発生する可能性が高いと推定した範囲をいう。	海上や陸上に噴火の影響が及ぶ火口が出現する可能性のある範囲 (水深500m以浅の範囲)	火口が出現する可能性のある範囲 (群発地震が発生する可能性のある範囲) のうち海上の水深 500m 以深の範囲を除外した範囲をいう。	噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲	<p>陸域噴火は水蒸気マグマ噴火時の大きな噴石の到達距離 3.5km。浅海～海域噴火は水蒸気マグマ噴火時のベースサージの到達距離 3.0km。</p> <p>ただし、水深 500m より深い所では、高い水圧により爆発的な噴火は発生しないと考えられることから、水深 500m より深い所で噴火した場合の影響範囲は設定しない。</p>	想定火口域	噴火が予想された場合、その時の群発地震の震央分布範囲の中に火口が出現する可能性が高いことから、群発地震の震央分布範囲から想定火口域の特定を行う。	<p>伊豆東部火山群防災協議会会議資料(平成 30 年 10 月 1 日)に基づく修正(関係機関からの意見を反映)</p>
区 分	内 容																						
火口が出現する可能性のある範囲 (群発地震が発生する可能性のある範囲)	平成 7 (1995) 年から平成 22 (2010) 年 12 月までに発生した群発地震の震央分布を基に、検討会で噴火が発生する可能性が高いと推定した範囲をいう。																						
海上や地表に噴火の影響が及ぶ火口が出現する可能性のある範囲 (水深500m以浅の範囲)	火口が出現する可能性のある範囲 (群発地震が発生する可能性のある範囲) のうち海上の水深 500m 以深の範囲を除外した範囲をいう。																						
噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲	<p>噴火に伴い噴火地点から概ね 3.5km の範囲では、ベースサージや大きな噴石の影響をうける可能性があると考えられることから、火口が出現する可能性のある範囲を含むその周囲概ね 3.5km の範囲とする。</p> <p>ただし、水深 500m より深い所では、高い水圧により爆発的な噴火は発生しないと考えられることから、水深 500m より深い所で噴火した場合の影響範囲は設定しない。</p>																						
想定火口域	噴火が予想された場合、その時の群発地震の震央分布範囲の中に火口が出現する可能性が高いことから、群発地震の震央分布範囲から想定火口域の特定を行う。																						
区 分	内 容																						
火口が出現する可能性のある範囲 (群発地震が発生する可能性のある範囲)	平成 7 (1995) 年から平成 22 (2010) 年 12 月までに発生した群発地震の震央分布を基に、検討会で噴火が発生する可能性が高いと推定した範囲をいう。																						
海上や陸上に噴火の影響が及ぶ火口が出現する可能性のある範囲 (水深500m以浅の範囲)	火口が出現する可能性のある範囲 (群発地震が発生する可能性のある範囲) のうち海上の水深 500m 以深の範囲を除外した範囲をいう。																						
噴火の影響が及ぶ可能性のある範囲	<p>陸域噴火は水蒸気マグマ噴火時の大きな噴石の到達距離 3.5km。浅海～海域噴火は水蒸気マグマ噴火時のベースサージの到達距離 3.0km。</p> <p>ただし、水深 500m より深い所では、高い水圧により爆発的な噴火は発生しないと考えられることから、水深 500m より深い所で噴火した場合の影響範囲は設定しない。</p>																						
想定火口域	噴火が予想された場合、その時の群発地震の震央分布範囲の中に火口が出現する可能性が高いことから、群発地震の震央分布範囲から想定火口域の特定を行う。																						

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考																				
	 <p>熱海市 初島 伊東市 手石海丘 水深 50m</p> <p>【凡例】          〓 噴火の影響が及び可能性のある範囲。          〓 海上や陸上に影響を及ぼす噴火が発生する可能性のある範囲。(水深500m以上の範囲)          〓 群発地震活動の発生する可能性のある範囲。(火口が生じる可能性のある範囲)</p>	<p>(別図) 噴火の影響が及び可能性のある範囲(全体図)</p>  <p>〓 海上や陸上に影響を及ぼす噴火が発生する可能性のある範囲          〓 噴火の影響が及び可能性のある範囲          〓 伊豆スカイライン          〓 国道          〓 市町村界</p> <p>〓 噴火の影響が及び可能性のある範囲          〓 海上や陸上に影響を及ぼす噴火が発生する可能性のある範囲</p>	<p>伊豆東部火山群防災協議会会議資料(平成30年10月1日)に基づく修正(関係機関からの意見を反映)</p>																				
<p>火山 -8</p>	<p>3 予想される火山現象とその危険性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象</th> <th>危険性等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山性地震</td> <td>(1) 火山活動に起因する火山周辺で発生する地震のことを指す。 (2) マグマの移動に伴って周辺の岩盤に力が集中することによって発生するものやマグマが振動することによって起こるものがある。</td> </tr> <tr> <td>群発地震</td> <td>(1) 同じくらいの大きさ(マグニチュード)の地震が、限られた地域に集中して、短期間に多数発生する地震活動をいう。 (2) 通常の地震活動は、本震と呼ばれる最も大きな地震のあと、余震と呼ばれるそれよりも規模の小さな地震が発生し、時間と共に地震の発生頻度は下がってゆく。しかし、群発地震は、最大の地震が活動の初期に現れるとは限らない。また、発生頻度も時間と共に下がってゆくとは限らない。</td> </tr> <tr> <td>低周波地震</td> <td>(1) 通常の地震に比べて、地震動の周波数が低い地震のことを指す。 (2) マグマの移動に伴って発生する火山性地震で良く見られる。 (3) 震源が地表近くである場合が多く、低周波地震の発生は、火山噴火に注意を払うひとつの指標となる。</td> </tr> <tr> <td>火山性微動</td> <td>(1) マグマの動き、マグマと地下水との反応等で連続的に起きる地震動のことを指す。 (2) 通常の地震より、振動の継続時間が長い、揺れの大きさはそれほど大きくはない。 (3) 身体に感じないことも多いが、地震計などの計測器では確実に捉えられる。</td> </tr> </tbody> </table>	現象	危険性等	火山性地震	(1) 火山活動に起因する火山周辺で発生する地震のことを指す。 (2) マグマの移動に伴って周辺の岩盤に力が集中することによって発生するものやマグマが振動することによって起こるものがある。	群発地震	(1) 同じくらいの大きさ(マグニチュード)の地震が、限られた地域に集中して、短期間に多数発生する地震活動をいう。 (2) 通常の地震活動は、本震と呼ばれる最も大きな地震のあと、余震と呼ばれるそれよりも規模の小さな地震が発生し、時間と共に地震の発生頻度は下がってゆく。しかし、群発地震は、最大の地震が活動の初期に現れるとは限らない。また、発生頻度も時間と共に下がってゆくとは限らない。	低周波地震	(1) 通常の地震に比べて、地震動の周波数が低い地震のことを指す。 (2) マグマの移動に伴って発生する火山性地震で良く見られる。 (3) 震源が地表近くである場合が多く、低周波地震の発生は、火山噴火に注意を払うひとつの指標となる。	火山性微動	(1) マグマの動き、マグマと地下水との反応等で連続的に起きる地震動のことを指す。 (2) 通常の地震より、振動の継続時間が長い、揺れの大きさはそれほど大きくはない。 (3) 身体に感じないことも多いが、地震計などの計測器では確実に捉えられる。	<p>3 予想される火山現象とその危険性</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>現象</th> <th>危険性等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山性地震</td> <td>(1) 火山活動に起因する火山周辺で発生する地震のことを指す。 (2) マグマの移動に伴って周辺の岩盤に力が集中することによって発生するものやマグマが振動することによって起こるものがある。</td> </tr> <tr> <td>群発地震</td> <td>(1) 同じくらいの大きさ(マグニチュード)の地震が、限られた地域に集中して、短期間に多数発生する地震活動をいう。 (2) 通常の地震活動は、本震と呼ばれる最も大きな地震のあと、余震と呼ばれるそれよりも規模の小さな地震が発生し、時間と共に地震の発生頻度は下がってゆく。しかし、群発地震は、最大の地震が活動の初期に現れるとは限らない。また、発生頻度も時間と共に下がってゆくとは限らない。</td> </tr> <tr> <td>低周波地震</td> <td>(1) 通常の地震に比べて、地震動の周波数が低い地震のことを指す。 (2) マグマの移動に伴って発生する火山性地震で良く見られる。 (3) 震源が地表近くである場合が多く、低周波地震の発生は、火山噴火に注意を払うひとつの指標となる。</td> </tr> <tr> <td>火山性微動</td> <td>(1) マグマの動き、マグマと地下水との反応等で連続的に起きる地震動のことを指す。 (2) 通常の地震より、振動の継続時間が長い、揺れの大きさはそれほど大きくはない。 (3) 身体に感じないことも多いが、地震計などの計測器では確実に捉えられる。</td> </tr> </tbody> </table>	現象	危険性等	火山性地震	(1) 火山活動に起因する火山周辺で発生する地震のことを指す。 (2) マグマの移動に伴って周辺の岩盤に力が集中することによって発生するものやマグマが振動することによって起こるものがある。	群発地震	(1) 同じくらいの大きさ(マグニチュード)の地震が、限られた地域に集中して、短期間に多数発生する地震活動をいう。 (2) 通常の地震活動は、本震と呼ばれる最も大きな地震のあと、余震と呼ばれるそれよりも規模の小さな地震が発生し、時間と共に地震の発生頻度は下がってゆく。しかし、群発地震は、最大の地震が活動の初期に現れるとは限らない。また、発生頻度も時間と共に下がってゆくとは限らない。	低周波地震	(1) 通常の地震に比べて、地震動の周波数が低い地震のことを指す。 (2) マグマの移動に伴って発生する火山性地震で良く見られる。 (3) 震源が地表近くである場合が多く、低周波地震の発生は、火山噴火に注意を払うひとつの指標となる。	火山性微動	(1) マグマの動き、マグマと地下水との反応等で連続的に起きる地震動のことを指す。 (2) 通常の地震より、振動の継続時間が長い、揺れの大きさはそれほど大きくはない。 (3) 身体に感じないことも多いが、地震計などの計測器では確実に捉えられる。	
現象	危険性等																						
火山性地震	(1) 火山活動に起因する火山周辺で発生する地震のことを指す。 (2) マグマの移動に伴って周辺の岩盤に力が集中することによって発生するものやマグマが振動することによって起こるものがある。																						
群発地震	(1) 同じくらいの大きさ(マグニチュード)の地震が、限られた地域に集中して、短期間に多数発生する地震活動をいう。 (2) 通常の地震活動は、本震と呼ばれる最も大きな地震のあと、余震と呼ばれるそれよりも規模の小さな地震が発生し、時間と共に地震の発生頻度は下がってゆく。しかし、群発地震は、最大の地震が活動の初期に現れるとは限らない。また、発生頻度も時間と共に下がってゆくとは限らない。																						
低周波地震	(1) 通常の地震に比べて、地震動の周波数が低い地震のことを指す。 (2) マグマの移動に伴って発生する火山性地震で良く見られる。 (3) 震源が地表近くである場合が多く、低周波地震の発生は、火山噴火に注意を払うひとつの指標となる。																						
火山性微動	(1) マグマの動き、マグマと地下水との反応等で連続的に起きる地震動のことを指す。 (2) 通常の地震より、振動の継続時間が長い、揺れの大きさはそれほど大きくはない。 (3) 身体に感じないことも多いが、地震計などの計測器では確実に捉えられる。																						
現象	危険性等																						
火山性地震	(1) 火山活動に起因する火山周辺で発生する地震のことを指す。 (2) マグマの移動に伴って周辺の岩盤に力が集中することによって発生するものやマグマが振動することによって起こるものがある。																						
群発地震	(1) 同じくらいの大きさ(マグニチュード)の地震が、限られた地域に集中して、短期間に多数発生する地震活動をいう。 (2) 通常の地震活動は、本震と呼ばれる最も大きな地震のあと、余震と呼ばれるそれよりも規模の小さな地震が発生し、時間と共に地震の発生頻度は下がってゆく。しかし、群発地震は、最大の地震が活動の初期に現れるとは限らない。また、発生頻度も時間と共に下がってゆくとは限らない。																						
低周波地震	(1) 通常の地震に比べて、地震動の周波数が低い地震のことを指す。 (2) マグマの移動に伴って発生する火山性地震で良く見られる。 (3) 震源が地表近くである場合が多く、低周波地震の発生は、火山噴火に注意を払うひとつの指標となる。																						
火山性微動	(1) マグマの動き、マグマと地下水との反応等で連続的に起きる地震動のことを指す。 (2) 通常の地震より、振動の継続時間が長い、揺れの大きさはそれほど大きくはない。 (3) 身体に感じないことも多いが、地震計などの計測器では確実に捉えられる。																						

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
	(4) マグマが地表近くまで達した証拠であり、火山噴火に注意を払うひとつの指標となる。	(4) マグマが地表近くまで達した証拠であり、火山噴火に注意を払うひとつの指標となる。	
地殻変動	マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が変形する現象である。	マグマが地表付近まで上昇することにより、地殻が変形する現象である。	
マグマ水蒸気爆発 (水蒸気 マグマ噴 火)	(1) マグマと外来水が接触し、水が水蒸気に急速に相変化することによって急激に体積が膨張して発生する激しい爆発現象であり、数千m上空にまで噴煙を噴き上げ、風下に小さな噴石や火山灰を降り積もらせる。 (2) 海底噴火が発生した場合の他、沿岸域で噴火が発生した場合や、溶岩流が海に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。 (3) マグマ水蒸気爆発の発生場所周辺では、多数の大きな噴石の飛散、ベースサージ、小規模な津波の危険があるので注意が必要である。	(1) マグマと外来水が接触し、水が水蒸気に急速に相変化することによって急激に体積が膨張して発生する激しい爆発現象であり、数千m上空にまで噴煙を噴き上げ、風下に小さな噴石や火山灰を降り積もらせる。 (2) 海底噴火が発生した場合の他、沿岸域で噴火が発生した場合や、溶岩流が海に流入した場合にも、マグマ水蒸気爆発が起こることがある。 (3) マグマ水蒸気爆発の発生場所周辺では、多数の大きな噴石の飛散、ベースサージ、小規模な津波の危険があるので注意が必要である。	
ストロンボリ式噴火	(1) マグマが内部のガス圧によって発泡・粉砕して起きる、やや爆発的な噴火であり、溶岩のしぶきを数百m程度、噴煙を数千m上空にまで噴き上げ、風下に小さな噴石や火山灰を降り積もらせる。 (2) ストロンボリ式噴火の発生場所周辺では、大きな噴石の飛散の危険があるので注意が必要である。	(1) マグマが内部のガス圧によって発泡・粉砕して起きる、やや爆発的な噴火であり、溶岩のしぶきを数百m程度、噴煙を数千m上空にまで噴き上げ、風下に小さな噴石や火山灰を降り積もらせる。 (2) ストロンボリ式噴火の発生場所周辺では、大きな噴石の飛散の危険があるので注意が必要である。	
小火山体の形成	陸域で噴火が発生した場合には噴石が降り積もったり、溶岩が盛り上がったたりして、大室山や小室山のような小火山体を形成する場合がある。	陸域で噴火が発生した場合には噴石が降り積もったり、溶岩が盛り上がったたりして、大室山や小室山のような小火山体を形成する場合がある。	
噴石	(1) 噴火と同時に火口から放出される直径数mm以上の岩片や軽石・スコリア（暗色の軽石）のことを指す。 (2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口から概ね2km以内は、大きな噴石が多数飛散するため危険である。 (3) 大きな噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、風下側でより一層の注意が必要となる。 (4) 上空高く放出されることから、火山活動を監視する航空機も注意が必要である。	(1) 噴火と同時に火口から放出される直径数mm以上の岩片や軽石・スコリア（暗色の軽石）のことを指す。 (2) 大きな噴石の直撃を受けると、建物は破損し、人は死傷することがある。特に火口周辺では、大きな噴石が多数飛散するため危険である。 (3) 大きな噴石が到達する可能性のある範囲では、噴火後の避難が困難であるため、噴火が発生する前にあらかじめ到達範囲外へ避難するか、又は長期間滞在できる準備をした上で堅牢な建物内に避難する必要がある。特に、風下側でより一層の注意が必要となる。 (4) 上空高く放出されることから、火山活動を監視する航空機も注意が必要である。	陸域噴火で大きな噴石の到達距離を3.5kmとしていることに伴う修正(関係機関からの意見を反映)
ベースサージ	(1) 陸上又は海底噴火などでマグマ水蒸気爆発が発生した場合に、高温の火山灰や火山ガスが噴煙柱の基部から水面上を環状に広がる現象である。 (2) 高速のベースサージに巻き込まれると、建物は破壊され、人は死傷する。 (3) ベースサージの速度は時速数10から100km以上であり、発生後の避難は困難であることから、その発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。	(1) 陸上又は海底噴火などでマグマ水蒸気爆発が発生した場合に、高温の火山灰や火山ガスが噴煙柱の基部から水面上を環状に広がる現象である。 (2) 高速のベースサージに巻き込まれると、建物は破壊され、人は死傷する。 (3) ベースサージの速度は時速数10から100km以上であり、発生後の避難は困難であることから、その発生が予測される場合には、あらかじめその到達範囲外に避難する必要がある。	
空振	爆発的噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。火口近傍を除いては人体に対する直接的な影響はないが、少し離れた地点では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。	爆発的噴火に伴う空気の振動が伝わる現象である。火口近傍を除いては人体に対する直接的な影響はないが、少し離れた地点では、連続的に建物の窓ガラス等が振動したり、場合によっては割れることもある。	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考												
火山 -10	<p>4 火山災害警戒地域の指定</p> <p>噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意) 噴火警戒レベル4~5 (避難準備・避難)</p> <p>図6-2 伊豆東部火山群活動系統樹 (活動全体として見た累積確率を示したもの)</p>	<p>4 火山災害警戒地域の指定</p> <p>噴火警戒レベル1 (活火山であることに留意) 噴火警戒レベル4~5 (避難準備・避難)</p> <p>図6-2 伊豆東部火山群活動系統樹 (活動全体として見た累積確率を示したもの)</p>	<p>伊豆東部火山群の火山防災対策検討会報告書(平成23年10月)に基づく</p>												
火山 -11	<p>5 発表される噴火警報・噴火予報等</p> <p>(1) 地震活動の見通しに関する情報</p> <p>伊豆東部火山群では、これまでに度々、活発な群発地震活動(最大地震のマグニチュード(M)が概ね4以上、最大震度4から震度5弱程度の大きな揺れ(場合によっては震度5強から震度6弱程度)。震度3となる地震が数回から数十回程度、震度4以上となる地震が数回から十数回程度発生するような活動)が発生し、時折、被害が発生している。これは地下のマグマ活動に伴うもので、その際にはマグマの量に応じた地殻変動が観測される。</p> <p>地震活動の見通しに関する情報は、地殻変動が観測され、かつ、活発な地震活動が予測される場合に気象庁から発表され、伝達される。</p> <p>ア 具体的な地震活動の予測手法(以下、「本手法」という。)を図7に示す。</p> <p>イ 地震活動の特徴から想定される、伊豆東部火山群の群発地震活動におけるシナリオ、および監視項目や本手法等の概念図を図8に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝達される予測項目</td> <td>地震の規模(M)と震度、地震回数、活動期間等</td> </tr> <tr> <td>有感地震が多発するような主たる活動期間</td> <td>概ね4日から、長くて1週間程度であるが、場合によっては複数回にわたってマグマが上昇してくることがあり、その場合には活動期間が長くなる。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	伝達される予測項目	地震の規模(M)と震度、地震回数、活動期間等	有感地震が多発するような主たる活動期間	概ね4日から、長くて1週間程度であるが、場合によっては複数回にわたってマグマが上昇してくることがあり、その場合には活動期間が長くなる。	<p>5 発表される噴火警報・噴火予報等</p> <p>(1) 地震活動の見通しに関する情報</p> <p>伊豆東部火山群周辺では、これまでに度々、活発な群発地震活動が発生し、時折、被害が発生している。これは地下のマグマ活動に伴うもので、その際にはマグマの量に応じた地殻変動が観測される。</p> <p>地震活動の見通しに関する情報は、地殻変動が観測され、かつ、活発な地震活動が予測される場合に気象庁から発表され、伝達される。</p> <p>ア 具体的な地震活動の予測手法(以下、「本手法」という。)を図7に示す。</p> <p>イ 地震活動の特徴から想定される、伊豆東部火山群の群発地震活動におけるシナリオ、および監視項目や本手法等の概念図を図8に示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>見通しを発表する項目</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>活動期間中に発生する最大規模の地震のマグニチュード</li> <li>その地震による伊東市における震度</li> <li>伊東市において震度1以上を観測する地震の回数</li> <li>地震活動が活発な期間の長さ</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	見通しを発表する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動期間中に発生する最大規模の地震のマグニチュード</li> <li>その地震による伊東市における震度</li> <li>伊東市において震度1以上を観測する地震の回数</li> <li>地震活動が活発な期間の長さ</li> </ul>	(削除)	(削除)	<p>関係機関からの意見を反映</p>
区分	内容														
伝達される予測項目	地震の規模(M)と震度、地震回数、活動期間等														
有感地震が多発するような主たる活動期間	概ね4日から、長くて1週間程度であるが、場合によっては複数回にわたってマグマが上昇してくることがあり、その場合には活動期間が長くなる。														
区分	内容														
見通しを発表する項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動期間中に発生する最大規模の地震のマグニチュード</li> <li>その地震による伊東市における震度</li> <li>伊東市において震度1以上を観測する地震の回数</li> <li>地震活動が活発な期間の長さ</li> </ul>														
(削除)	(削除)														

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
	<p>地殻変動が観測され、活発な地震活動が予測される場合で、具体的には以下のとおりである。</p> <p>(ア) 最初に発表されるタイミングは、地震活動に先行する地殻変動が捉えられ、有感地震が発生し始めた頃で、活発な活動に至る前に伝達される。</p> <p>(イ) 第1報以降、マグマの活動状況や地震の発生状況に応じて、適宜、情報が伝達される。</p> <p>(ウ) 新たなマグマ活動を事前に予測することは不可能であるが、地殻変動等の監視によって、新たなマグマ活動が始まったと判断される場合には、その旨が伝達される。</p> <p>(エ) マグマ活動が収まり、地殻変動がなくなれば、主たる地震活動はほぼ終わったものとして、その旨伝達される。</p> <p>(オ) 火山噴火に至る可能性がある現象（低周波地震、火山性微動等）が観測された場合には火山活動への注意・警戒を促すための噴火警報・噴火予報が発表され、その情報の中で地震活動の状況が伝達されることとなる。</p>	<p>情報を発表する条件</p> <p>第1報 ・一連の群発地震活動の中で、最大震度5弱以上の地震が発生することが予想される場合、もしくは震度1以上を観測する地震が40回程度以上発生することが予想される場合。</p> <p>第2報 ・直前の情報から一定時間経過した場合（1日2回程度） ・見通しの内容の更新が必要となるような新たな状況の変化があった場合。</p> <p>終了報 ・活発な地震活動が終了した場合。なお、その後の地震活動の現状は噴火警報や火山活動解説資料等で知らせる。</p>	
火山-12	<p>(2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル</p> <p>気象庁火山監視・警報センターから発表される噴火警報・噴火予報及びその中で発表される噴火警戒レベルは、次のとおりである。</p> <p>伊豆東部火山群では、噴火が居住地域の近傍や直下で起こりうるという特殊性があり、噴火が予想されたときに大きな噴石やベースサージに対して「警戒が必要な範囲」（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ。）が付近の居住地域まで及ぶと予想されている。このため、「警戒が必要な範囲」が居住地域にまで及ばないことを表す噴火警戒レベル2～3が発表されることなく、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶことを表す噴火警戒レベル4（避難準備）以上の噴火警報が発表される。</p> <p>あわせて、海域に火口の出現が予想される場合には、その周辺の海域に火山現象に関する海上警報（※1）が発表される。</p>	<p>(2) 噴火警報・噴火予報等と噴火警戒レベル</p> <p>気象庁火山監視・警報センターから発表される噴火警報・噴火予報及びその中で発表される噴火警戒レベルは、次のとおりである。</p> <p>伊豆東部火山群では、噴火が居住地域の近傍や直下で起こりうるという特殊性があり、噴火が予想されたときに大きな噴石やベースサージに対して「警戒が必要な範囲」（この範囲に入ると生命に危険が及ぶ。）が居住地域まで及ぶ可能性がある。このため、レベル2（火口周辺規制）やレベル3（火山規制）の火口周辺警報が発表されることなく、噴火警報であるレベル4（避難準備・避難行動要支援者の避難）以上の噴火警報が発表される。</p> <p>あわせて、海域に火口の出現が予想される場合には、その周辺の海域に火山現象に関する海上警報（※1）が発表される。</p>	関係機関からの意見を反映

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧					新					備考
	名称	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等	名称	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動	想定される火山現象等	
	噴火警報 又は 噴火警報 (居住地域)	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石(※2)、ベースサージが居住地域に到達する</li> <li>●低周波地震活動の多発、火山性微動の発生</li> </ul> <b>【過去事例】</b> 平成元(1989)年7月11日の低周波地震活動の多発、7月13日の海底噴火	噴火警報 又は 噴火警報 (居住地域)	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある	危険な居住地域からの避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●マグマ水蒸気爆発の発生により大きな噴石(※2)、ベースサージが居住地域に到達する</li> <li>●低周波地震活動の多発、火山性微動の発生</li> </ul> <b>【過去事例】</b> 平成元(1989)年7月11日の低周波地震活動の多発、7月13日の海底噴火	
		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●低周波地震活動の活発化</li> </ul> <b>【過去事例】</b> 平成元(1989)年7月10日の低周波地震活動の活発化		レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●低周波地震活動の活発化</li> </ul> <b>【過去事例】</b> 平成元(1989)年7月10日の低周波地震活動の活発化	
	火口周辺警報 又は 火口周辺警報 (火口周辺)	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。危険な地域への立入規制等	<b>【レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報の発表】</b> ○活動が活発化するとき ・噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の発表はなく、レベル4(避難準備)以上が発表される。 ○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5(避難)からレベルを引き下げる段階で、火口の出現位置等の状況からレベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報を発表する場合がある。	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。危険な地域への立入規制等	<b>【レベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報の発表】</b> ○活動が活発化するとき ・噴火の可能性が高まっていく段階では、レベル2(火口周辺規制)、レベル3(入山規制)の発表はなく、レベル4(避難準備)以上が発表される。 ○活動が沈静化するとき ・火山活動が沈静化し、噴火警戒レベル5(避難)からレベルを引き下げる段階で、火口の出現位置等の状況からレベル3(入山規制)、レベル2(火口周辺規制)の火口周辺警報を発表する場合がある。		
		レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等		レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命の危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等			



静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧				新				備考		
	噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏	住民は通常的生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏</li> <li>●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。</li> </ul> <b>【過去事例】</b> 最近では、平成18(2006)年4月、平成21(2009)年12月の群発地震活動	噴火予報	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏	住民は通常的生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>●火山活動は静穏</li> <li>●活発な群発地震活動により、最大震度5弱～6弱程度の大きな揺れとなることがある。</li> </ul> <b>【過去事例】</b> 最近では、平成18(2006)年4月、平成21(2009)年12月の群発地震活動	
火山 -13	(3) その他の火山現象に関する予報 降灰予報	地震活動の見通しに関する情報の登	地震活動の見通しに関する情報の登	危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要	地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震活動が発生することがある。	地震活動の見通しに関する情報の登	地震活動の見通しに関する情報の登	危険な場所を避けたり、家具を固定するなど、大きな揺れに対する対策が必要	地下深部のマグマ活動により、活発な群発地震活動が発生することがある。	活動期間中に発生する最大規模のマグニチュード その地震による伊東市における震度 伊東市において震度1以上を観測する地震の回数 地震活動が活発な期間の長さ	関係機関からの意見を反映
					① 降灰予報(定時) ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。					① 降灰予報(定時) ・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活等に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的(3時間ごと)に発表。 ・18時間先(3時間区切り)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供。	
					② 降灰予報(速報) ・噴火が発生した火山(※1)に対して、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。					② 降灰予報(速報) ・「噴火に関する火山観測報」の発表を受けて、事前計算した降灰予報結果の中から最適なものを抽出して、噴火発生後5～10分程度で発表(※)。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供。	
					③ 降灰予報(詳細) ・噴火が発生した火山(※2)に対して、降灰予測計算(数値シミュレーション計算)を行い、噴火発生後20～30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 ※1 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。 降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 ※2 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以					③ 降灰予報(詳細) ・噴火の観測情報(噴火時刻、噴煙高)を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い、噴火後20～30分程度で発表。 ・噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布や降灰開始時刻を提供。 ・降灰予報(速報)を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報(詳細)も発表。 ※ 降灰予報(定時)を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表。 降灰予報(定時)が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考																
	<p>上の降灰が予測された場合に発表。 降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表。 降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表。</p> <p>降灰量階級と降灰の厚さ</p> <table border="1" data-bbox="160 394 1308 556"> <thead> <tr> <th>降灰量階級</th> <th>予想される降灰の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量</td> <td>1 mm 以上</td> </tr> <tr> <td>やや多量</td> <td>0.1mm 以上 1 mm 未満</td> </tr> <tr> <td>少量</td> <td>0.1mm 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>火山ガス予報 居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報</p> <p>(4) 火山現象に関する情報等</p>	降灰量階級	予想される降灰の厚さ	多量	1 mm 以上	やや多量	0.1mm 以上 1 mm 未満	少量	0.1mm 未満	<p>降灰量階級と降灰の厚さ</p> <table border="1" data-bbox="1338 394 2487 556"> <thead> <tr> <th>降灰量階級</th> <th>予想される降灰の厚さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>多量</td> <td>1 mm 以上</td> </tr> <tr> <td>やや多量</td> <td>0.1mm 以上 1 mm 未満</td> </tr> <tr> <td>少量</td> <td>0.1mm 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>火山ガス予報 居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報</p> <p>(4) 火山現象に関する情報等</p>	降灰量階級	予想される降灰の厚さ	多量	1 mm 以上	やや多量	0.1mm 以上 1 mm 未満	少量	0.1mm 未満	
降灰量階級	予想される降灰の厚さ																		
多量	1 mm 以上																		
やや多量	0.1mm 以上 1 mm 未満																		
少量	0.1mm 未満																		
降灰量階級	予想される降灰の厚さ																		
多量	1 mm 以上																		
やや多量	0.1mm 以上 1 mm 未満																		
少量	0.1mm 未満																		
	<table border="1" data-bbox="160 793 1308 1264"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの</td> <td>定期的または必要に応じて臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内容	発表時期	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	定期的または必要に応じて臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表	<table border="1" data-bbox="1338 793 2487 1264"> <thead> <tr> <th>情報の種類</th> <th>内容</th> <th>発表時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>火山の状況に関する解説情報</td> <td>噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いと判断した場合、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表。</td> <td>定期的または必要に応じて臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表</td> </tr> </tbody> </table>	情報の種類	内容	発表時期	火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いと判断した場合、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表。	定期的または必要に応じて臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表	関係機関からの意見を反映				
情報の種類	内容	発表時期																	
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの	定期的または必要に応じて臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表																	
情報の種類	内容	発表時期																	
火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとして判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いと判断した場合、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表。	定期的または必要に応じて臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表																	
	<table border="1" data-bbox="160 1276 1308 1875"> <tbody> <tr> <td>噴火速報</td> <td>登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、噴火の発生事実を迅速に知らせるもの（普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表しない）</td> <td>噴火が発生した場合に直ちに発表（火山活動を24時間体制で観測・監視している火山が対象）</td> </tr> </tbody> </table>	噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、噴火の発生事実を迅速に知らせるもの（普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表しない）	噴火が発生した場合に直ちに発表（火山活動を24時間体制で観測・監視している火山が対象）	<table border="1" data-bbox="1338 1276 2487 1875"> <tbody> <tr> <td>噴火速報</td> <td>登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載。</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警戒レベルが発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。</li> <li>噴火警戒レベルが発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合</li> </ul>                     (※)                      ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。                 </td> </tr> </tbody> </table>	噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載。	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警戒レベルが発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。</li> <li>噴火警戒レベルが発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合</li> </ul> (※) ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。											
噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために、噴火の発生事実を迅速に知らせるもの（普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表しない）	噴火が発生した場合に直ちに発表（火山活動を24時間体制で観測・監視している火山が対象）																	
噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載。	<ul style="list-style-type: none"> <li>噴火警戒レベルが発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合。</li> <li>噴火警戒レベルが発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合</li> </ul> (※) ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。																	

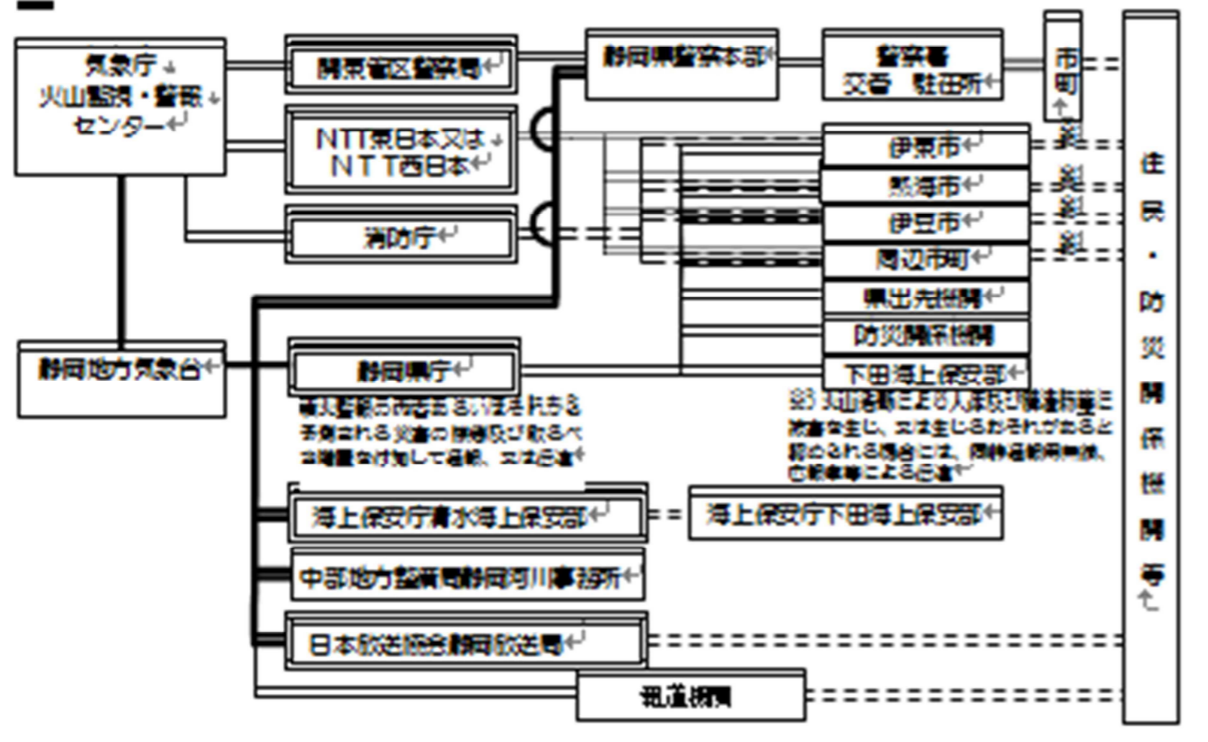
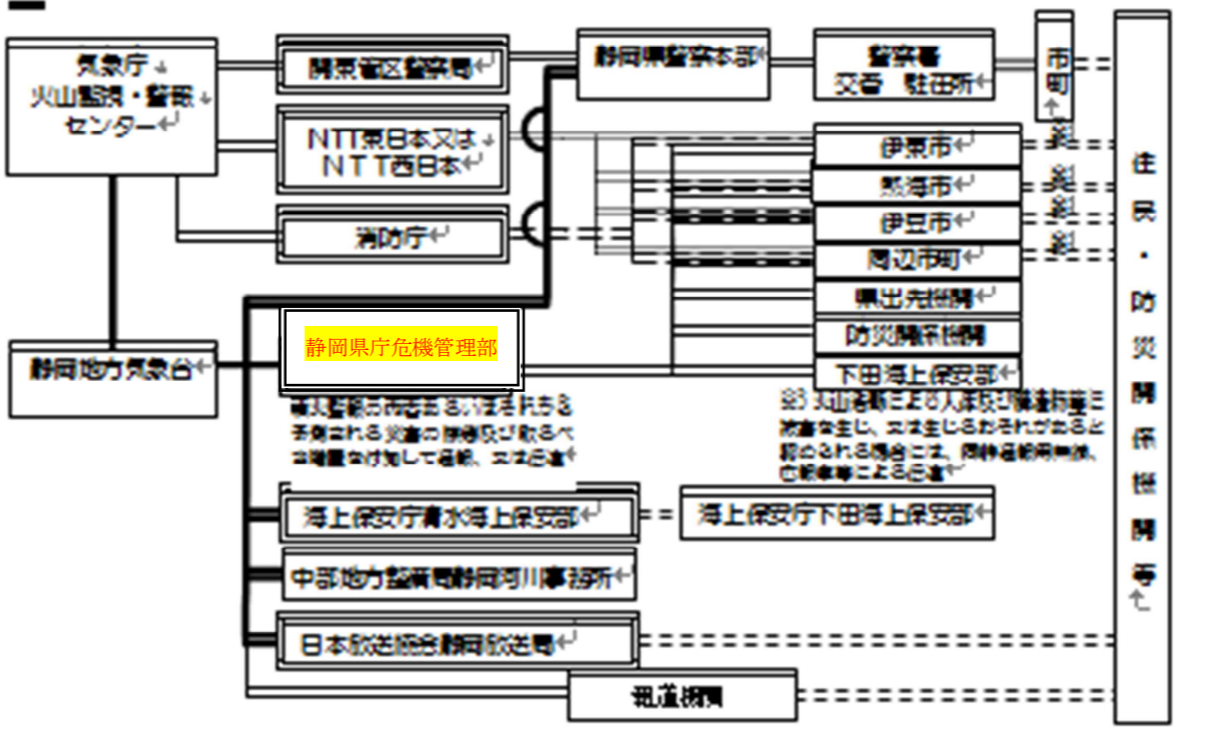
静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧			新			備考
噴火に関する火山観測報	<p>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等を知らせるもの                      おおむね 30 分以上、連続的に継続している噴火については、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる</p>	噴火が発生した場合に直ちに発表	噴火に関する火山観測報	<p>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（発生時刻・噴煙高度等）を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、概ね 30 分以上継続して噴火している場合には「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、概ね 30 分以上噴火の発生がない場合には「連続噴火休止」として知らせる。</p>	<p>・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。</p>	噴火が発生した場合に直ちに発表	
火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	毎月または必要に応じて臨時に発表	火山活動解説資料	地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの	毎月または必要に応じて臨時に発表	毎月または必要に応じて臨時に発表	
月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表	月間火山概況	前月 1 ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの	毎月上旬に発表	毎月上旬に発表	
(新設)	(新設)	(新設)	火山現象に関する海上警報	<p>噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表。緯度・経度を指定して、付近を航行する船舶に対して警戒を呼びかける。</p>	噴火の影響が海上や沿岸に及ぶ恐れがある場合に発表		
航空路火山灰情報	<p>火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報                      衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図（6、12、18 時間先まで予測）も合わせて発表される。</p>	<p>責任領域（※）内の火山に関して噴火情報を入手した場合                      なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信</p>	航空路火山灰情報	<p>火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報                      衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図（6、12、18 時間先まで予測）も合わせて発表される。</p>	<p>責任領域（※）内の火山に関して噴火情報を入手した場合                      なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信</p>		
<p>※）責任領域：国際民間航空機関（ICAO）のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には 9 つの航空路火山灰情報センター（VAAC:Volcanic Ash Advisory Center）があり、気象庁は東京 VAAC として、アジア太平洋地域を担当している。</p>			<p>※）責任領域：国際民間航空機関（ICAO）のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には 9 つの航空路火山灰情報センター（VAAC:Volcanic Ash Advisory Center）があり、気象庁は東京 VAAC として、アジア太平洋地域を担当している。</p>				

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
火山 -16	<p>第2章 災害予防計画（平常時対策） 第2節 異常現象発見の通報</p> <p>地割れ、臭気等火山現象に係ると思われる異常（以下、「異常現象」という。）を発見した場合の連絡体制は、図9のとおりとする。</p>	<p>第2章 災害予防計画（平常時対策） 第2節 異常現象発見の通報</p> <p>地割れ、臭気等火山現象に係ると思われる異常（以下、「異常現象」という。）を発見した場合の連絡体制は、図9のとおりとする。</p>	<p>電話番号の変更</p>
	図9 異常現象を発見した場合の情報伝達系統図	図9 異常現象を発見した場合の情報伝達系統図	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考								
火山 -21	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達 (略)</p>  <p>注) 特別警報に位置づけられる噴火警報(居住地域)が発表された際に、県から関係市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。</p> <p>図 11 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報等の伝達 (略)</p>  <p>注) 特別警報に位置づけられる噴火警報(居住地域)が発表された際に、県から関係市町への通知、及び市町から住民への周知の措置が義務づけられている。</p> <p>図 11 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図</p>	<p>担当部局を明記</p>								
<表 1 >	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝達する情報</td> <td>                             ・「噴火予報 (レベル1 (活火山であることに留意))」                              ・「地震活動の見通しに関する情報」                              ・「噴火警報 (レベル4 (避難準備))」                              ・「火山活動解説資料 (噴火の影響範囲等)」                              ・「火山の状況に関する解説情報 (火山性地震活動の状況等)」                              ・「噴火警報 (レベル5 (避難))」                              ・「噴火速報」                              ・「火山の状況に関する解説情報 (噴火の状況等)」                              ・「火山活動解説資料 (上空からの観測成果等)」                              ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、                              ・「火口周辺警報 (レベル3 (入山規制))」                              ・「火口周辺警報 (レベル2 (火口周辺規制))」 が発表される場合がある。                         </td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	伝達する情報	・「噴火予報 (レベル1 (活火山であることに留意))」 ・「地震活動の見通しに関する情報」 ・「噴火警報 (レベル4 (避難準備))」 ・「火山活動解説資料 (噴火の影響範囲等)」 ・「火山の状況に関する解説情報 (火山性地震活動の状況等)」 ・「噴火警報 (レベル5 (避難))」 ・「噴火速報」 ・「火山の状況に関する解説情報 (噴火の状況等)」 ・「火山活動解説資料 (上空からの観測成果等)」 ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、 ・「火口周辺警報 (レベル3 (入山規制))」 ・「火口周辺警報 (レベル2 (火口周辺規制))」 が発表される場合がある。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝達する情報</td> <td>                             ・「噴火予報 (レベル1 (活火山であることに留意))」                              ・「地震活動の見通しに関する情報」                              ・「噴火警報 (レベル4 (避難準備))」                              ・「火山活動解説資料」                              ・「火山の状況に関する解説情報」                              ・「噴火警報 (レベル5 (避難))」                              ・「噴火速報」                              (削除)                              ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、                              ・「火口周辺警報 (レベル3 (入山規制))」                              ・「火口周辺警報 (レベル2 (火口周辺規制))」 が発表される場合がある。                         </td> </tr> </tbody> </table>	区分	名称	伝達する情報	・「噴火予報 (レベル1 (活火山であることに留意))」 ・「地震活動の見通しに関する情報」 ・「噴火警報 (レベル4 (避難準備))」 ・「火山活動解説資料」 ・「火山の状況に関する解説情報」 ・「噴火警報 (レベル5 (避難))」 ・「噴火速報」 (削除) ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、 ・「火口周辺警報 (レベル3 (入山規制))」 ・「火口周辺警報 (レベル2 (火口周辺規制))」 が発表される場合がある。	<p>関係機関からの意見を反映</p>
区分	名称										
伝達する情報	・「噴火予報 (レベル1 (活火山であることに留意))」 ・「地震活動の見通しに関する情報」 ・「噴火警報 (レベル4 (避難準備))」 ・「火山活動解説資料 (噴火の影響範囲等)」 ・「火山の状況に関する解説情報 (火山性地震活動の状況等)」 ・「噴火警報 (レベル5 (避難))」 ・「噴火速報」 ・「火山の状況に関する解説情報 (噴火の状況等)」 ・「火山活動解説資料 (上空からの観測成果等)」 ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、 ・「火口周辺警報 (レベル3 (入山規制))」 ・「火口周辺警報 (レベル2 (火口周辺規制))」 が発表される場合がある。										
区分	名称										
伝達する情報	・「噴火予報 (レベル1 (活火山であることに留意))」 ・「地震活動の見通しに関する情報」 ・「噴火警報 (レベル4 (避難準備))」 ・「火山活動解説資料」 ・「火山の状況に関する解説情報」 ・「噴火警報 (レベル5 (避難))」 ・「噴火速報」 (削除) ※火山活動が沈静化し、レベルを引き下げの際に、 ・「火口周辺警報 (レベル3 (入山規制))」 ・「火口周辺警報 (レベル2 (火口周辺規制))」 が発表される場合がある。										

静岡県地域防災計画 新旧対照表

項	旧	新	備考
火山 -26	<p>第7節 継続災害対応計画</p> <p>大量の降灰があった場合は、<b>土石流危険溪流</b>において土石流が反復・継続して発生する場合は考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>第7節 継続災害対応計画</p> <p>大量の降灰があった場合は、<b>土砂災害警戒区域(土石流)</b>において土石流が反復・継続して発生する場合は考えられることから、降灰後の降雨による土石流の危険予測範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>令和元年度に土砂災害警戒区域の指定が完了したことから、「土砂災害危険箇所（土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所）」から「土砂災害警戒区域」へと表現を変更</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧					新					備考	
火山 -31	II 富士山の火山防災計画 第1章 総 則 第2節 気象庁が発表する火山活動の状況に応じた噴火警報等 1 噴火警報・噴火予報（噴火警戒レベル） （略）												
	名称	対象範囲	レベル （キ ー ル）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	名称	対象範囲	レベル （キ ー ル）	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等	
	噴火警報 又は 噴火警報（居住地域）	居住地域及びそれより火口側	5 （避難）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日～1月1日： 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積  【その他の噴火事例】 貞観噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達  延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達  ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険） 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達（危険範囲は状況に応じて設定） 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月16日～1月1日： 大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積  【その他の噴火事例】 貞観噴火（864～865年）： 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達  延暦噴火（800～802年）： 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達  ・顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している（噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険） 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月15日昼～16日午前（噴火開始前日～直前）： 地震多発、東京など広域で揺れ				
				4 （避難準備）	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険） 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	・小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される（火口出現が想定される範囲は危険） 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月14日まで（噴火開始数日前）： 山麓で有感となる地震が増加			
噴火警報（火口周辺） 又は 噴火警報	火口から居住地域近くまで	3 （入山規制）	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降（噴火開始十数日前）：	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	・居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり 【宝永(1707年)噴火の事例】 12月3日以降（噴火開始十数日前）：					

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧				新				備考	
	火口周辺警報		危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった		危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった		
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常生活 火口周辺への立入規制等。	・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし		火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常生活 火口周辺への立入規制等。		・影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等 【過去事例】 該当する記録なし
	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることを留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし。	・火山活動は静穏 (深部低周波地震の多発等も含む)		火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし。	・火山活動は静穏 (深部低周波地震の多発等も含む)	
		注1) ここていう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。 注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m <sup>3</sup> を大規模噴火、2千万～2億m <sup>3</sup> を中規模噴火、2百万～2千万m <sup>3</sup> を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。 注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ(富士山火山防災協議会)で示された範囲を指す。 注4) 噴火警報(噴火警戒レベル4(避難準備)、噴火警戒レベル5(避難))は、特別警報に位置付けられる。				注1) ここていう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。 注2) ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億m <sup>3</sup> を大規模噴火、2千万～2億m <sup>3</sup> を中規模噴火、2百万～2千万m <sup>3</sup> を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で想定されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した後と考えられており、今後想定を検討する。 注3) 火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ(協議会作成)で示された範囲を指す。 注4) 噴火警報(噴火警戒レベル4(避難準備)、噴火警戒レベル5(避難))は、特別警報に位置付けられる。					
火山-32	3 火山現象に関する情報等						3 火山現象に関する情報等				
	情報の種類	内容		発表時期			情報の種類	内容		発表時期	
	火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動の回数、噴火等の状況や警戒事項を取りまとめたもの		定期的または必要に応じて臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表			火山の状況に関する解説情報	噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報(臨時)」を発表。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表。		定期的または必要に応じて臨時に発表 臨時に発表する際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることを明示し発表	関係機関からの意見を反映
	噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取って		噴火が発生した場合に直ちに発表(火山活動を24時間			噴火速報	登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取って		・噴火警報が発表されていない常時観測火山において	



静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧			新			備考
	<p>もらうために、噴火の発生事実を迅速に知らせるもの（普段から噴火している火山において、普段と同じ規模の噴火が発生した場合や、噴火の規模が小さく、噴火が発生した事実をすぐに確認できない場合には発表しない）</p>	<p>体制で観測・監視している火山が対象</p>		<p>もらうために発表する情報。噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火山名と噴火した日時のみを記載。</p>	<p>て、噴火が発生した場合。 ・噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合（※） ※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 ・このほか、社会的に影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。</p>	
噴火に関する火山観測報	<p>噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙の高さ等を知らせるもの おおむね30分以上、連続的に継続している噴火については、その状態が継続している場合には「連続噴火継続」、停止した場合には「連続噴火停止」と知らせる</p>	<p>噴火が発生した場合に直ちに発表</p>	噴火に関する火山観測報	<p>噴火が発生したことや、噴火に関する情報（発生時刻・噴煙高度等）を噴火後直ちに知らせる情報。噴火が発生した後、概ね30分以上継続して噴火している場合には「連続噴火継続」、連続噴火が停止し、概ね30分以上噴火の発生がない場合には「連続噴火休止」として知らせる。</p>	<p>噴火が発生した場合に直ちに発表</p>	
火山活動解説資料	<p>地図や図表等を用いて火山活動の状況や警戒事項を詳細に取りまとめたもの</p>	<p>毎月または必要に応じて臨時に発表</p>	火山活動解説資料	<p>写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。</p>	<p>毎月または必要に応じて臨時に発表</p>	
月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの</p>	<p>毎月上旬に発表</p>	月間火山概況	<p>前月1ヶ月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめたもの</p>	<p>毎月上旬に発表</p>	
航空路火山灰情報	<p>火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図（6、12、18時間先まで予測）も合わせて発表される。</p>	<p>責任領域（※）内の火山に関して噴火情報を入手した場合 なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信</p>	航空路火山灰情報	<p>火山名やその緯度・経度、噴火時刻や火山灰の領域・高度・移動方向・速度等の他、火山灰の拡散の予測を記述した情報 衛星画像で火山灰の領域が解析できた場合、火山灰実況図、拡散予測図（6、12、18時間先まで予測）も合わせて発表される。</p>	<p>責任領域（※）内の火山に関して噴火情報を入手した場合 なお、航空向けの情報として東京航空路火山灰情報センターから発信</p>	
<p>※）責任領域：国際民間航空機関（ICAO）のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には9つの航空路火山灰情報センター（VAAC:Volcanic Ash Advisory Center）があり、気象庁は東京VAACとして、アジア太平洋地域を担当している。</p>			<p>※）責任領域：国際民間航空機関（ICAO）のもとで航空機の火山灰による災害を防止・軽減するため、世界には9つの航空路火山灰情報センター（VAAC:Volcanic Ash Advisory Center）があり、気象庁は東京VAACとして、アジア太平洋地域を担当している。</p>			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考
火山 -41	第2章 災害予防計画（平常時対策） 第1節 関係する機関と実施すべき事項（平常時）	第2章 災害予防計画（平常時対策） 第1節 関係する機関と実施すべき事項（平常時）	第2章 災害予防計画（平常時対策） 第1節 関係する機関と実施すべき事項（平常時）	
	実施主体	内 容	実施主体	
	避難実施市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</li> <li>・防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備</li> <li>・情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討） 例）聴覚障害者：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話 手が不自由な障害者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話</li> <li>・宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進</li> <li>・関係機関との情報伝達体制の構築</li> <li>・山小屋組合等との情報伝達体制の構築</li> <li>・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</li> <li>・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等）</li> <li>・避難所との連絡体制等の構築</li> <li>・町内会等による情報伝達及び安否確認体制の構築</li> <li>・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築</li> <li>・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</li> <li>・観光客・登山者への広域避難計画の周知</li> <li>・警察、道路管理者への広域避難計画の周知</li> <li>・町内会等ごとに避難対象者のリスト化</li> <li>・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（避難計画の策定）</li> <li>・避難対象エリアの住民への周知</li> <li>・避難所施設の指定及びリスト化</li> <li>・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定</li> <li>・福祉避難所の把握</li> <li>・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</li> <li>・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</li> <li>・避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成</li> <li>・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供</li> <li>・関係者と連携した避難支援体制の構築</li> <li>・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築</li> <li>・入山規制の実施方法の検討</li> <li>・入山規制実施時の広報方法の検討</li> <li>・県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定</li> <li>・広域避難計画に基づく避難ルートの設定（市町避難計画の策定）</li> <li>・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（避難計画の策定）</li> <li>・除灰優先区間（庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等）の抽出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</li> <li>・防災行政無線（屋外拡声子局、戸別受信機）の整備</li> <li>・情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討） 例）聴覚障害のある人：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害のある人：受信メールを読み上げる携帯電話 手に障害のある人：フリーハンド用機器を備えた携帯電話</li> <li>・宿泊施設、観光施設、別荘管理事務所等への防災行政無線戸別受信機の設置促進</li> <li>・関係機関との情報伝達体制の構築</li> <li>・山小屋組合等との情報伝達体制の構築</li> <li>・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</li> <li>・避難行動要支援者への情報伝達体制の構築（通信手段、巡回体制等）</li> <li>・避難所との連絡体制等の構築</li> <li>・町内会等による情報伝達及び安否確認体制の構築</li> <li>・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築</li> <li>・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</li> <li>・観光客・登山者への広域避難計画の周知</li> <li>・警察、道路管理者への広域避難計画の周知</li> <li>・町内会等ごとに避難対象者のリスト化</li> <li>・避難対象者数及び必要輸送車両数の把握（避難計画の策定）</li> <li>・避難対象エリアの住民への周知</li> <li>・避難所施設の指定及びリスト化</li> <li>・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定</li> <li>・福祉避難所の把握</li> <li>・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</li> <li>・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</li> <li>・避難行動要支援者の名簿及び個別計画の作成</li> <li>・避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿の提供</li> <li>・関係者と連携した避難支援体制の構築</li> <li>・自主防災組織、消防団、福祉関係者、患者搬送事業者（福祉タクシー等）、地元企業等と連携した避難行動要支援者の支援体制の構築</li> <li>・入山規制の実施方法の検討</li> <li>・入山規制実施時の広報方法の検討</li> <li>・県及び警察と連携して交通規制箇所（道路）の選定</li> <li>・広域避難計画に基づく避難ルートの設定（市町避難計画の策定）</li> <li>・輸送車両の乗車場所及び輸送ルートの設定（避難計画の策定）</li> <li>・除灰優先区間（庁舎施設や社会福祉施設等への接続道路等）の抽出</li> </ul>	「障害者」の表現に係る県取扱方針による修正

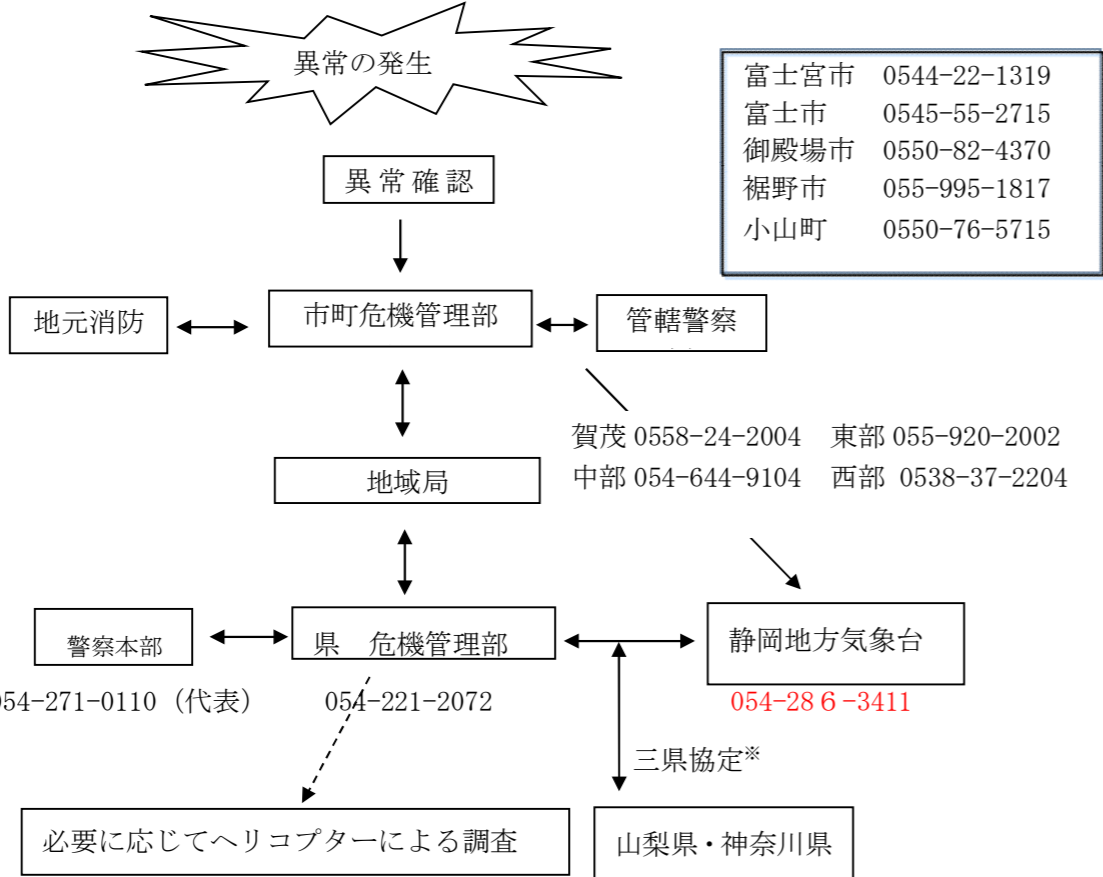
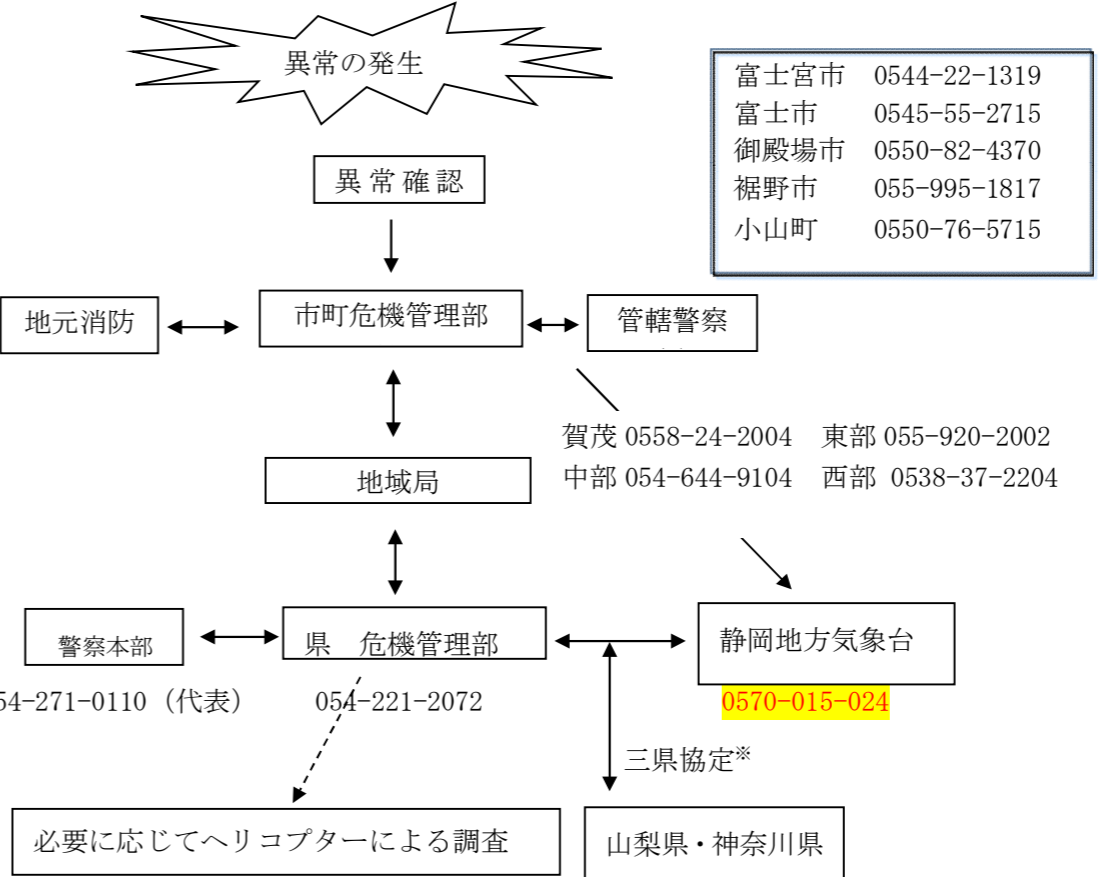
静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成</li> <li>・火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定</li> <li>・山小屋組合等と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>・住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施</li> <li>・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上</li> <li>・畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数）</li> <li>・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援</li> <li>・入山規制実施時の規制箇所の検討</li> <li>・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討</li> <li>・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>・施設へのヘルメット等の整備</li> <li>・噴火時等の広域医療救護体制の構築</li> <li>・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成</li> <li>・火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定</li> <li>・山小屋組合等と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>・住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施</li> <li>・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上</li> <li>・畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数）</li> <li>・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援</li> <li>・入山規制実施時の規制箇所の検討</li> <li>・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討</li> <li>・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>・施設へのヘルメット等の整備</li> <li>・噴火時等の広域医療救護体制の構築</li> <li>・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加</li> </ul>	
受入市町	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難者受入時の実施事項の整理</li> <li>・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結</li> <li>・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築</li> <li>・住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施</li> <li>・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難者受入時の実施事項の整理</li> <li>・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結</li> <li>・住民の安否情報の確認体制及び手順等の構築</li> <li>・住民の安否情報の確認手順に基づく訓練の実施</li> <li>・職員の安否情報システムに対する操作習熟度の向上</li> </ul>	
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発</li> <li>・教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</li> <li>・広域避難計画の周知</li> <li>・山小屋組合等への広域避難計画の周知</li> <li>・警察、道路管理者への広域避難計画の周知</li> <li>・鉄道事業者への広域避難計画の周知</li> <li>・観光客・登山者への広域避難計画の周知</li> <li>・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</li> <li>・避難実施市町における山小屋組合等との情報伝達体制の把握</li> <li>・避難行動要支援者の避難支援に係る情報伝達体制の構築</li> <li>・避難実施市町及び受入市町への安否情報連絡体制の構築</li> <li>・情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討） 例）聴覚障害者：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害者：受信メールを読み上げる携帯電話 手が不自由な障害者：フリーハンド用機器を備えた携帯電話</li> <li>・避難実施市町が設定した避難ルートの把握</li> <li>・県バス協会及び県トラック協会等との協定の締結</li> <li>・広域避難者受入時の実施事項の整理</li> <li>・避難実施市町の広域避難対象者の把握</li> <li>・受入市町の受入避難所及び収容可能数の把握</li> <li>・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・富士山火山に関する基礎知識、防災対策の周知・啓発</li> <li>・教育委員会や伊豆半島ジオパーク推進協議会等との連携による火山に関する知識等の普及・啓発</li> <li>・広域避難計画の周知</li> <li>・山小屋組合等への広域避難計画の周知</li> <li>・警察、道路管理者への広域避難計画の周知</li> <li>・鉄道事業者への広域避難計画の周知</li> <li>・観光客・登山者への広域避難計画の周知</li> <li>・観光協会、旅行会社、旅客輸送関係事業者、道路管理者への情報伝達体制の構築</li> <li>・避難実施市町における山小屋組合等との情報伝達体制の把握</li> <li>・避難行動要支援者の避難支援に係る情報伝達体制の構築</li> <li>・避難実施市町及び受入市町への安否情報連絡体制の構築</li> <li>・情報伝達手段の整備（日常利用機器等の活用検討） 例）聴覚障害のある人：FAX、携帯電話メール、テレビ放送（文字放送など）、聴覚障害者用情報受信装置 視覚障害のある人：受信メールを読み上げる携帯電話 手に障害のある人：フリーハンド用機器を備えた携帯電話</li> <li>・避難実施市町が設定した避難ルートの把握</li> <li>・県バス協会及び県トラック協会等との協定の締結</li> <li>・広域避難者受入時の実施事項の整理</li> <li>・避難実施市町の広域避難対象者の把握</li> <li>・受入市町の受入避難所及び収容可能数の把握</li> <li>・受入市町をグループ化した受入地域をあらかじめ設定</li> </ul>	「障害者」の表現に係る県取扱方針による修正

静岡県地域防災計画 新旧対照表

旧		新		備考
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場を考慮した一時集結地の設定及びリスト化</li> <li>・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結</li> <li>・避難実施市町の避難行動要支援者個別計画の集約</li> <li>・福祉避難所の把握</li> <li>・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</li> <li>・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</li> <li>・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</li> <li>・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成</li> <li>・火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定</li> <li>・入山規制実施時の規制箇所の検討</li> <li>・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討</li> <li>・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>・市町の安否情報確認訓練への支援</li> <li>・畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数）</li> <li>・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援</li> <li>・施設へのヘルメット等の整備</li> <li>・退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討</li> <li>・噴火時等の広域医療救護体制の構築</li> <li>・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車場を考慮した一時集結地の設定及びリスト化</li> <li>・必要に応じて、一時集結地の施設管理者と災害時の使用に関する協定等の締結</li> <li>・避難実施市町の避難行動要支援者個別計画の集約</li> <li>・福祉避難所の把握</li> <li>・避難行動要支援者の避難支援に係る事前調整</li> <li>・避難対象となる社会福祉施設等及び入所者・入院患者の把握</li> <li>・避難未実施者情報を収集するための連絡体制の構築</li> <li>・道路管理者と連携した広域避難路等の除灰作業に関する対応手順の作成</li> <li>・火山灰の仮置き場及び最終処分場（捨て場）の選定</li> <li>・入山規制実施時の規制箇所の検討</li> <li>・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討</li> <li>・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>・市町の安否情報確認訓練への支援</li> <li>・畜産事業者の実態把握（事業者数、畜種別頭羽数）</li> <li>・畜産事業者の家畜移送計画の策定支援</li> <li>・施設へのヘルメット等の整備</li> <li>・退避壕・退避舎等の必要性及び避難促進施設についての検討</li> <li>・噴火時等の広域医療救護体制の構築</li> <li>・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加</li> </ul>	
国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山防災情報の共有化システムの構築</li> <li>・国内外への情報発信体制の構築</li> <li>・火山灰の最終処分方法の検討</li> </ul>	国	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火山防災情報の共有化システムの構築</li> <li>・国内外への情報発信体制の構築</li> <li>・火山灰の最終処分方法の検討</li> </ul>	
道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火時等における交通規制方法の事前検討</li> <li>・除灰作業用資機材の所有状況の把握</li> <li>・除灰作業計画の策定</li> <li>・放置車両の撤去方法の検討</li> </ul>	道路管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火時等における交通規制方法の事前検討</li> <li>・除灰作業用資機材の所有状況の把握</li> <li>・除灰作業計画の策定</li> <li>・放置車両の撤去方法の検討</li> </ul>	
NEXCO中日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火時等における交通規制の事前検討</li> </ul>	NEXCO中日本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火時等における交通規制の事前検討</li> </ul>	
鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火時等における鉄道運行規制の事前検討</li> </ul>	鉄道事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火時等における鉄道運行規制の事前検討</li> </ul>	
警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施市町と連携して交通規制箇所（道路）の選定</li> <li>・入山規制実施時の規制箇所の検討</li> </ul>	警察	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難実施市町と連携して交通規制箇所（道路）の選定</li> <li>・入山規制実施時の規制箇所の検討</li> </ul>	
社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等の避難計画の策定</li> <li>・入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保</li> </ul>	社会福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉施設等の避難計画の策定</li> <li>・入所者・入院患者の輸送手段及び避難先施設の確保</li> </ul>	
畜産事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討</li> <li>・家畜移送計画の策定</li> </ul>	畜産事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家畜の避難先や輸送手段の確保等の検討</li> <li>・家畜移送計画の策定</li> </ul>	
山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討</li> <li>・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>・施設へのヘルメット等の整備</li> </ul>	山小屋組合等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入山規制実施時の観光客・登山者への対応の検討</li> <li>・県及び避難実施市町と連携し、観光客・登山者の避難誘導訓練等の実施</li> <li>・施設へのヘルメット等の整備</li> </ul>	
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火時等の広域医療救護体制の構築</li> <li>・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加</li> </ul>	医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・噴火時等の広域医療救護体制の構築</li> <li>・県医療救護計画等への噴火時等の対応の追加</li> </ul>	
協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画への広域避難路の設定</li> <li>・広域避難路の代替路の検討</li> <li>・広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討</li> </ul>	協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域避難計画への広域避難路の設定</li> <li>・広域避難路の代替路の検討</li> <li>・広域避難時の交通規制・鉄道運行規制に係る調整方法の検討</li> </ul>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
火山 -43	<p>第2節 情報連絡体制の整備 1 異常現象の通報体制 富士山において異常現象（地割れ、臭気等）を発見した場合の通報体制は次のとおりとする。</p>  <p>消防防災航空隊054-261-4483</p> <p>※富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための静岡県及び山梨県、神奈川県による「富士山火山防災対策に関する協定」（以下、「三県協定」という。）</p> <p>図8 住民からの通報体制</p>	<p>第2節 情報連絡体制の整備 1 異常現象の通報体制 富士山において異常現象（地割れ、臭気等）を発見した場合の通報体制は次のとおりとする。</p>  <p>消防防災航空隊054-261-4483</p> <p>※富士山噴火災害対策を迅速かつ円滑に実施するための静岡県及び山梨県、神奈川県による「富士山火山防災対策に関する協定」（以下、「三県協定」という。）</p> <p>図8 住民からの通報体制</p>	<p>電話番号の変更</p>
火山 -47	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報の伝達 気象庁火山監視・警報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は&lt;表2&gt;のとおりである。 なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮する。</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第1節 噴火警報・噴火予報の伝達 気象庁火山監視・警報センターから富士山に噴火警報・噴火予報等が発表された場合、以下のとおり伝達する。また、その内容は&lt;表2&gt;のとおりである。 なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者への的確な情報提供に配慮する。</p>	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
<p>火山 -55</p> <p>第9節 継続災害対応計画 大量の降灰があった場合は、<b>土石流危険渓流</b>において土石流が反復・継続して発生する場合が考えられることから、降灰後土石流の影響想定範囲内における災害防止のために、次の対応を行うものとする。</p>	<p>図 11 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図</p> <p>注) 法令により、気象庁等が6番報事項を通知する目的を□で示す。 注) 特別警報に位置づけられる噴火警報(懸念地域)が発表された際、県が6番報市町への通知、及び市町が6番報への通知の経路が変更されている。</p>	<p>図 11 噴火警報・噴火予報等の伝達系統図</p> <p>注) 法令により、気象庁等が6番報事項を通知する目的を□で示す。 注) 特別警報に位置づけられる噴火警報(懸念地域)が発表された際、県が6番報市町への通知、及び市町が6番報への通知の経路が変更されている。</p>	<p>担当部局を明記</p> <p>関係機関からの意見を反映</p> <p>令和元年度に土砂災害警戒区域の指定が完了したことから、「土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所)」から「土砂災害警戒区域」へと表現を変更</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考	
大火 災 -7	7 大火災対策編	7 大火災対策編			
	I 大火災対応計画	I 大火災対策計画			
	第2章 火災予防計画	第2章 火災予防計画			
	第1節 消防体制の整備	第1節 消防体制の整備			
	区分	内 容	区分		内 容
	消防組織の確立	市町は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。	消防組織の確立		市町は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。
	消防施設の整備	市町は地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。	消防施設の整備		市町は地域に即した消防活動に要する消防諸施設の強化拡充を図り、消防態勢の万全を期するものとする。
	消防救急の広域化の推進	災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。	消防救急の広域化の推進		災害時における初動体制の強化や救急・予防業務の高度化、専門化など、消防力を強化するため、消防救急の広域化を推進するものとする。
消防力の現況	市町における消防力の現況は資料編(9-1) <消防ポンプ自動車等整備状況>のとおりである。	消防力の現況	市町における消防力の現況は資料編Ⅱ(9-1) <消防ポンプ自動車等整備状況(消防本部)>及び(9-1-2) <消防ポンプ車等整備状況(消防団)>のとおりである。	表現の適正化	
消防職員・消防団員の教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防職員及び消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、県は消防学校において教育訓練を行うとともに、市町が行う一般教育訓練について指導するものとする。</li> <li>市町は、消防職員及び消防団員を消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。</li> </ul>	消防職員・消防団員の教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>消防職員及び消防団員に高度の知識及び技術を習得させるため、県は消防学校において教育訓練を行うとともに、市町が行う一般教育訓練について指導するものとする。</li> <li>市町は、消防職員及び消防団員を消防学校及び消防大学校に派遣するほか、一般教育訓練を実施するものとする。</li> </ul>		
消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。</li> <li>県及び市町は、消防団の施設・装備の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。</li> </ul>	消防団の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害の複雑多様化、大規模化に適切に対処するため、消防団の活性化を一層推進する必要がある。</li> <li>県及び市町は、消防団の施設・装備の整備、青年層や女性について団員への参加促進、機能別団員・分団の導入、住民や事業所の理解と協力を得るための事業を積極的に推進するものとする。</li> </ul>		
緊急消防援助隊の受援体制の確立	県及び市町は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。	緊急消防援助隊の受援体制の確立	県及び市町は、消防組織の確立、消防施設の強化拡充及び消防相互応援体制の整備に努めるとともに、実践的な訓練等を通じて、緊急消防援助隊の受援体制の確立に努めるものとする。		

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																										
大火災-8	<p>第4節 火災気象通報の取扱い</p> <p>「消防法」第22条第1項の規定により、静岡県地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">火災気象通報の基準</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象地域</th> <th>実施基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全域</td> <td>すべての細分区域において、いずれかの実施基準に該当するとき</td> </tr> <tr> <td>西中部伊豆</td> <td>                     ①実効湿度 50%以下、最小湿度 30%以下が予想されるとき                      ②実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で、かつ最大風速が 7 m/s 以上と予想されるとき                      ③最大風速 12m/s 以上が 1 時間以上続くと予想されるとき。                      ただし、降雨や降雪時は通報しないときがある。(通報に際しては、その地域を最も代表する条件を提示する。)                 </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>市町長への伝達</td> <td>通報を受けた知事は、防災行政無線等により市町長に伝達する。</td> </tr> <tr> <td>火災警報の発表</td> <td>市町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	火災気象通報の基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象地域</th> <th>実施基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全域</td> <td>すべての細分区域において、いずれかの実施基準に該当するとき</td> </tr> <tr> <td>西中部伊豆</td> <td>                     ①実効湿度 50%以下、最小湿度 30%以下が予想されるとき                      ②実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で、かつ最大風速が 7 m/s 以上と予想されるとき                      ③最大風速 12m/s 以上が 1 時間以上続くと予想されるとき。                      ただし、降雨や降雪時は通報しないときがある。(通報に際しては、その地域を最も代表する条件を提示する。)                 </td> </tr> </tbody> </table>	対象地域	実施基準	全域	すべての細分区域において、いずれかの実施基準に該当するとき	西中部伊豆	①実効湿度 50%以下、最小湿度 30%以下が予想されるとき ②実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で、かつ最大風速が 7 m/s 以上と予想されるとき ③最大風速 12m/s 以上が 1 時間以上続くと予想されるとき。 ただし、降雨や降雪時は通報しないときがある。(通報に際しては、その地域を最も代表する条件を提示する。)	市町長への伝達	通報を受けた知事は、防災行政無線等により市町長に伝達する。	火災警報の発表	市町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。	<p>第4節 火災気象通報の取扱い</p> <p>「消防法」第22条第1項の規定により、静岡県地方気象台長から知事に伝達される火災気象通報は、次により取り扱うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">火災気象通報の基準</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象地域</th> <th>実施基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概ね市町単位(二次細分区域)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。</li> <li>毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。</li> <li>注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】</li> <li>定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>市町長への伝達</td> <td>通報を受けた知事は、防災行政無線等により市町長に伝達する。</td> </tr> <tr> <td>火災警報の発表</td> <td>市町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	火災気象通報の基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象地域</th> <th>実施基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概ね市町単位(二次細分区域)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。</li> <li>毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。</li> <li>注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】</li> <li>定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	対象地域	実施基準	概ね市町単位(二次細分区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。</li> <li>毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。</li> <li>注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】</li> <li>定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。</li> </ul>	市町長への伝達	通報を受けた知事は、防災行政無線等により市町長に伝達する。	火災警報の発表	市町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。	<p>火災気象通報の基準変更(令和2年9月3日)</p>
区分	内容																												
火災気象通報の基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象地域</th> <th>実施基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全域</td> <td>すべての細分区域において、いずれかの実施基準に該当するとき</td> </tr> <tr> <td>西中部伊豆</td> <td>                     ①実効湿度 50%以下、最小湿度 30%以下が予想されるとき                      ②実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で、かつ最大風速が 7 m/s 以上と予想されるとき                      ③最大風速 12m/s 以上が 1 時間以上続くと予想されるとき。                      ただし、降雨や降雪時は通報しないときがある。(通報に際しては、その地域を最も代表する条件を提示する。)                 </td> </tr> </tbody> </table>	対象地域	実施基準	全域	すべての細分区域において、いずれかの実施基準に該当するとき	西中部伊豆	①実効湿度 50%以下、最小湿度 30%以下が予想されるとき ②実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で、かつ最大風速が 7 m/s 以上と予想されるとき ③最大風速 12m/s 以上が 1 時間以上続くと予想されるとき。 ただし、降雨や降雪時は通報しないときがある。(通報に際しては、その地域を最も代表する条件を提示する。)																						
	対象地域	実施基準																											
全域	すべての細分区域において、いずれかの実施基準に該当するとき																												
西中部伊豆	①実効湿度 50%以下、最小湿度 30%以下が予想されるとき ②実効湿度 60%以下、最小湿度 40%以下で、かつ最大風速が 7 m/s 以上と予想されるとき ③最大風速 12m/s 以上が 1 時間以上続くと予想されるとき。 ただし、降雨や降雪時は通報しないときがある。(通報に際しては、その地域を最も代表する条件を提示する。)																												
市町長への伝達	通報を受けた知事は、防災行政無線等により市町長に伝達する。																												
火災警報の発表	市町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。																												
区分	内容																												
火災気象通報の基準	<table border="1"> <thead> <tr> <th>対象地域</th> <th>実施基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>概ね市町単位(二次細分区域)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。</li> <li>毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。</li> <li>注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】</li> <li>定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	対象地域	実施基準	概ね市町単位(二次細分区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。</li> <li>毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。</li> <li>注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】</li> <li>定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。</li> </ul>																								
	対象地域	実施基準																											
概ね市町単位(二次細分区域)	<ul style="list-style-type: none"> <li>乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位(二次細分区域)を明示して通報する。</li> <li>毎朝(5時頃)、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当または該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する(降水予想の場合などは、明示しない場合がある)。</li> <li>注意すべき事項は次の3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】</li> <li>定時(毎朝5時頃)以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報をする。</li> </ul>																												
市町長への伝達	通報を受けた知事は、防災行政無線等により市町長に伝達する。																												
火災警報の発表	市町長は、火災気象通報の伝達を受け、あるいは気象の状況が火災予防上危険であると思われるときは、火災警報を発表後直ちに知事に連絡するとともに、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。																												
大火災-9	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 情報伝達系統図</p>	<p>第3章 災害応急対策計画</p> <p>第2節 情報伝達系統図</p>	<p>担当部局を明記</p>																										



静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																																																																																																																										
大火 災 -14	II 大爆発対策計画 第1章 総則 第3節 予想される災害と地域 ○ 高圧ガス、危険物、火薬類に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。 ○ 高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は県内全域で発生する危険性がある。 ○ 特に石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水地区をはじめ、沼津港、田子浦港、焼津漁港、大井川港、御前崎港等の周辺には石油等危険物貯蔵施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。 県内危険物施設	II 大爆発対策計画 第1章 総則 第3節 予想される災害と地域 ○ 高圧ガス、危険物、火薬類に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。 ○ 高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は県内全域で発生する危険性がある。 ○ 特に石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水地区をはじめ、沼津港、田子浦港、焼津漁港、大井川港、御前崎港等の周辺には石油等危険物貯蔵施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。 県内危険物施設	II 大爆発対策計画 第1章 総則 第3節 予想される災害と地域 ○ 高圧ガス、危険物、火薬類に係る爆発事故は、これらの漏洩、流出、引火等により発生する。 ○ 高圧ガス、危険物、火薬類等は産業用、民生用に広く利用されており、爆発事故は県内全域で発生する危険性がある。 ○ 特に石油コンビナート等特別防災区域に指定されている清水地区をはじめ、沼津港、田子浦港、焼津漁港、大井川港、御前崎港等の周辺には石油等危険物貯蔵施設、高圧ガス施設等が集中しており、防災対策について十分な配慮が必要である。 県内火薬類製造施設	時点更新、誤字修正																																																																																																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製 造 所</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貯 蔵 所</td> <td>屋内 貯蔵 所</td> <td>2,437</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク "</td> <td>2,464</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク "</td> <td>481</td> </tr> <tr> <td>地下タンク "</td> <td>2,100</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク "</td> <td>49</td> </tr> <tr> <td>移動タンク "</td> <td>1,637</td> </tr> <tr> <td>屋 外 "</td> <td>397</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>9,565</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取 扱 所</td> <td>給油 取扱 所</td> <td>2,078</td> </tr> <tr> <td>第1種販売 "</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>第2種販売 "</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>移 送 "</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>一 般 "</td> <td>2,173</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>4,296</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>14,091</td> </tr> <tr> <td>事業所数</td> <td>6,514</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成31年4月1日現在</p>	区 分	県 計		製 造 所	230	貯 蔵 所	屋内 貯蔵 所	2,437	屋外タンク "	2,464	屋内タンク "	481	地下タンク "	2,100	簡易タンク "	49	移動タンク "	1,637	屋 外 "	397	小 計	9,565	取 扱 所	給油 取扱 所	2,078	第1種販売 "	32	第2種販売 "	5	移 送 "	8	一 般 "	2,173	小 計	4,296	合 計	14,091	事業所数	6,514	<table border="1"> <thead> <tr> <th>市 町 名</th> <th>事業所名</th> <th>製造する火薬類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南伊豆町</td> <td>(株)ホリエンタープライズ伊豆煙火工場</td> <td>打揚煙火、玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>裾野市</td> <td>日邦工業(株)</td> <td>実包</td> </tr> <tr> <td>富士市</td> <td>勝又煙火店(勝又正幸)</td> <td>仕掛煙火</td> </tr> <tr> <td>静岡市</td> <td>(株)光屋窪田煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>(株)静玉屋</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>藤枝市</td> <td>(株)臼井煙火 岡部工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>(株)神戸煙火工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>(株)イケブン寺島工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>(株)イケブン野竹工場</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>島田市</td> <td>井上玩具煙火(株)中河工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>井上玩具煙火(株)大津工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>"</td> <td>井上玩具煙火(株)大津第2工場</td> <td>玩具煙火</td> </tr> <tr> <td>湖西市</td> <td>三遠煙火(株)</td> <td>打揚煙火</td> </tr> <tr> <td>浜松市</td> <td>田畑煙火(株)</td> <td>打揚煙火</td> </tr> </tbody> </table> <p>※平成31年4月1日現在</p>	市 町 名	事業所名	製造する火薬類	南伊豆町	(株)ホリエンタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火	裾野市	日邦工業(株)	実包	富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火	静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火	"	(株)静玉屋	打揚煙火	藤枝市	(株)臼井煙火 岡部工場	打揚煙火	"	(株)神戸煙火工場	打揚煙火	"	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火	"	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火	島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火	"	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火	"	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火	湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火	浜松市	田畑煙火(株)	打揚煙火	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>県 計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製 造 所</td> <td>227</td> </tr> <tr> <td rowspan="8">貯 蔵 所</td> <td>屋内 貯蔵 所</td> <td>2,421</td> </tr> <tr> <td>屋外タンク "</td> <td>2,457</td> </tr> <tr> <td>屋内タンク "</td> <td>479</td> </tr> <tr> <td>地下タンク "</td> <td>2,091</td> </tr> <tr> <td>簡易タンク "</td> <td>48</td> </tr> <tr> <td>移動タンク "</td> <td>1,632</td> </tr> <tr> <td>屋 外 "</td> <td>396</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>9,524</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">取 扱 所</td> <td>給油 取扱 所</td> <td>2,073</td> </tr> <tr> <td>第1種販売 "</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>第2種販売 "</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>移 送 "</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>一 般 "</td> <td>2,161</td> </tr> <tr> <td>小 計</td> <td>4,279</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>14,030</td> </tr> <tr> <td>事業所数</td> <td>6,491</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和2年4月1日現在</p>	区 分	県 計	製 造 所	227	貯 蔵 所	屋内 貯蔵 所	2,421	屋外タンク "	2,457	屋内タンク "	479	地下タンク "	2,091	簡易タンク "	48	移動タンク "	1,632	屋 外 "	396	小 計	9,524	取 扱 所	給油 取扱 所	2,073	第1種販売 "	32	第2種販売 "	5	移 送 "	8	一 般 "	2,161	小 計	4,279	合 計	14,030	事業所数	6,491
	区 分	県 計																																																																																																																											
	製 造 所	230																																																																																																																											
	貯 蔵 所	屋内 貯蔵 所	2,437																																																																																																																										
		屋外タンク "	2,464																																																																																																																										
		屋内タンク "	481																																																																																																																										
		地下タンク "	2,100																																																																																																																										
		簡易タンク "	49																																																																																																																										
		移動タンク "	1,637																																																																																																																										
屋 外 "		397																																																																																																																											
小 計		9,565																																																																																																																											
取 扱 所	給油 取扱 所	2,078																																																																																																																											
	第1種販売 "	32																																																																																																																											
	第2種販売 "	5																																																																																																																											
	移 送 "	8																																																																																																																											
	一 般 "	2,173																																																																																																																											
	小 計	4,296																																																																																																																											
合 計	14,091																																																																																																																												
事業所数	6,514																																																																																																																												
市 町 名	事業所名	製造する火薬類																																																																																																																											
南伊豆町	(株)ホリエンタープライズ伊豆煙火工場	打揚煙火、玩具煙火																																																																																																																											
裾野市	日邦工業(株)	実包																																																																																																																											
富士市	勝又煙火店(勝又正幸)	仕掛煙火																																																																																																																											
静岡市	(株)光屋窪田煙火工場	打揚煙火																																																																																																																											
"	(株)静玉屋	打揚煙火																																																																																																																											
藤枝市	(株)臼井煙火 岡部工場	打揚煙火																																																																																																																											
"	(株)神戸煙火工場	打揚煙火																																																																																																																											
"	(株)イケブン寺島工場	打揚煙火																																																																																																																											
"	(株)イケブン野竹工場	打揚煙火																																																																																																																											
島田市	井上玩具煙火(株)中河工場	玩具煙火																																																																																																																											
"	井上玩具煙火(株)大津工場	玩具煙火																																																																																																																											
"	井上玩具煙火(株)大津第2工場	玩具煙火																																																																																																																											
湖西市	三遠煙火(株)	打揚煙火																																																																																																																											
浜松市	田畑煙火(株)	打揚煙火																																																																																																																											
区 分	県 計																																																																																																																												
製 造 所	227																																																																																																																												
貯 蔵 所	屋内 貯蔵 所	2,421																																																																																																																											
	屋外タンク "	2,457																																																																																																																											
	屋内タンク "	479																																																																																																																											
	地下タンク "	2,091																																																																																																																											
	簡易タンク "	48																																																																																																																											
	移動タンク "	1,632																																																																																																																											
	屋 外 "	396																																																																																																																											
	小 計	9,524																																																																																																																											
取 扱 所	給油 取扱 所	2,073																																																																																																																											
	第1種販売 "	32																																																																																																																											
	第2種販売 "	5																																																																																																																											
	移 送 "	8																																																																																																																											
	一 般 "	2,161																																																																																																																											
	小 計	4,279																																																																																																																											
合 計	14,030																																																																																																																												
事業所数	6,491																																																																																																																												

静岡県地域防災計画 新旧対照表

大火 災 -15	旧									新									備考	
	高圧ガス製造事業所（第1種）									高圧ガス製造事業所（第1種）										
	区 分	冷 凍 アンモニア	液化石 油 ガス LPG	一 般 高 圧 ガ ス					その他	区 分	冷 凍 アンモニア	液化石 油 ガス LPG	一 般 高 圧 ガ ス					その他		
			酸素	水素	アンモニア	塩素							酸素	水素	アンモニア	塩素				
	下田市		3	1	1								3	1	1					
	伊東市		3	1	1								3	1	1					
	熱海市		2	1	1								2	1	1					
	三島市		4	1	1								4	1	1					
	沼津市	1	9	2	1								9	2	1				天然ガス1	
	裾野市		2	4	1	1							2	4	1	1			天然ガス1、メタン1	
	御殿場市		8	4	3								8	5	3	1			天然ガス1	
	富士市		13	14	7	2	2	1					13	13	6	2	2	1	天然ガス2	
	富士宮市	1	6	8	2								6	8	2				天然ガス6	
	静岡市	5	22	24	13	2		1					5	20	26	13	2	1	エタン1、エチレン1、塩化水素1、天然ガス5、ヘキサフルオロプロピレン1、ジメチルエタン1	
	焼津市	12	9	3	1								12	9	3	1			天然ガス2	
	藤枝市		5										5							
	島田市	4	9	3									4	9	3				天然ガス3	
	掛川市		15	9	2	2							15	9	2	2			天然ガス3、トリメチルアミン2	
	袋井市	3	9	5				1					3	9	6			1	ブタン1、天然ガス1、ペンタン1、塩化ビニル1、三塩化窒素1	
	磐田市	1	10	14	2	2	1						1	10	14	2	2	1	塩化ビニル1、天然ガス8	
	浜松市		27	22	14	2	1							26	22	14	2	1	アセチレン1、天然ガス3、シアン化水素1	
	湖西市		4	2	1	1							4	2	1	1				
	伊豆市		1										1							
	御前崎市		2	1									2	1					トリメチルアミン1	
	伊豆の国市		6										6							
	菊川市		3										3							
	牧之原市		6	1									6	1					天然ガス1	
	賀茂郡		4										4							
	田方郡		2										2							
	駿東郡		10	3	2								10	3	2				天然ガス1	
	榛原郡	2	5	3	2								2	4	3	2			天然ガス1	
	周智郡																			
	計	29	199	126	55	12	5	2	54				29	195	129	54	13	5	4	53

時点更新等

※平成31年4月1日現在  
 ※不活性ガス・圧縮空気を除く。  
 ※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合があるため、ガス別の事業者数

※令和2年4月1日現在  
 ※不活性ガス・圧縮空気を除く。  
 ※一般高圧ガス製造事業所数は、同一事業者で複数のガスを製造する場合があるため、ガス別の事業者数

※冷凍事業所は、設備の和が事業となる。

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
大火 災 -21	<p>第3章 災害応急対策計画 第2節 情報伝達系統図</p>	<p>第3章 災害応急対策計画 第2節 情報伝達系統図</p>	担当部局を明記

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考																																				
大事故 -5	8 大規模事故対策編 I 道路事故対策計画 第1章 総則 第3節 予想される事故と地域 1 県内の道路状況 (平成30年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>351.5</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1,231.3</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>308</td> <td>3,266.7</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>109,029</td> <td>32,221.0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109,358</td> <td>37,061.7</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	3	351.5	一般国道	18	1,231.3	県道	308	3,266.7	市町道	109,029	32,221.0	合計	109,358	37,061.7	8 大規模事故対策編 I 道路事故対策計画 第1章 総則 第3節 予想される事故と地域 1 県内の道路状況 (平成31年4月1日現在) <table border="1"> <thead> <tr> <th>道路の種類</th> <th>路線数</th> <th>実延長(km)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高速自動車国道</td> <td>3</td> <td>363.0</td> </tr> <tr> <td>一般国道</td> <td>18</td> <td>1,236.4</td> </tr> <tr> <td>県道</td> <td>308</td> <td>3,268.2</td> </tr> <tr> <td>市町道</td> <td>109,225</td> <td>32,250.4</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>109,554</td> <td>37,117.9</td> </tr> </tbody> </table>	道路の種類	路線数	実延長(km)	高速自動車国道	3	363.0	一般国道	18	1,236.4	県道	308	3,268.2	市町道	109,225	32,250.4	合計	109,554	37,117.9	時点更新
道路の種類	路線数	実延長(km)																																					
高速自動車国道	3	351.5																																					
一般国道	18	1,231.3																																					
県道	308	3,266.7																																					
市町道	109,029	32,221.0																																					
合計	109,358	37,061.7																																					
道路の種類	路線数	実延長(km)																																					
高速自動車国道	3	363.0																																					
一般国道	18	1,236.4																																					
県道	308	3,268.2																																					
市町道	109,225	32,250.4																																					
合計	109,554	37,117.9																																					
大事故 -11	(略) 4 道路交通危険箇所 平成31年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。 (略) 第3章 災害応急対策計画 第1節 情報の収集・伝達 (略) <情報連絡系統図>	(略) 4 道路交通危険箇所 令和2年3月末における県管理道路の落石等による道路交通危険箇所数は次のとおりである。 (略) 第3章 災害応急対策計画 第1節 情報の収集・伝達 (略) <情報連絡系統図>	時点更新  表記の統一																																				

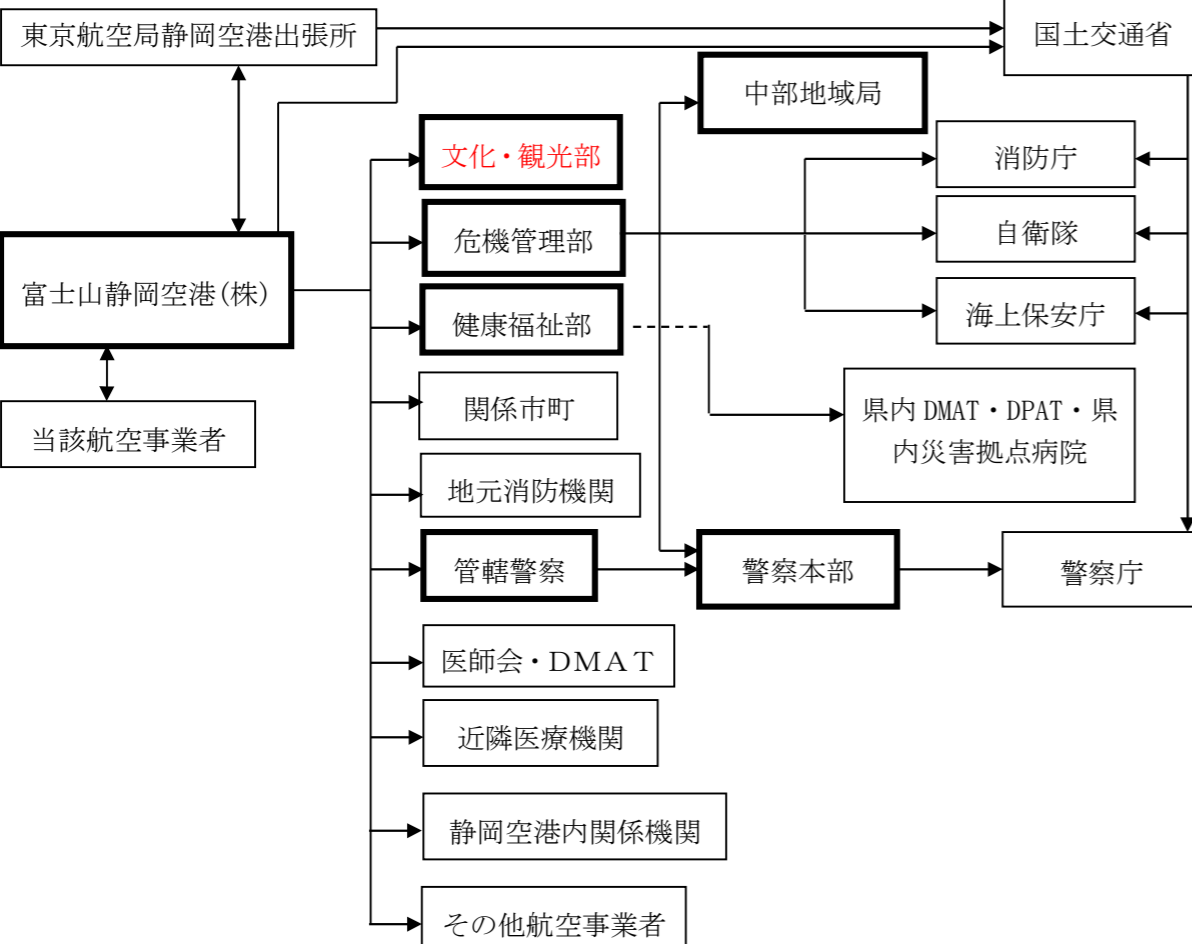
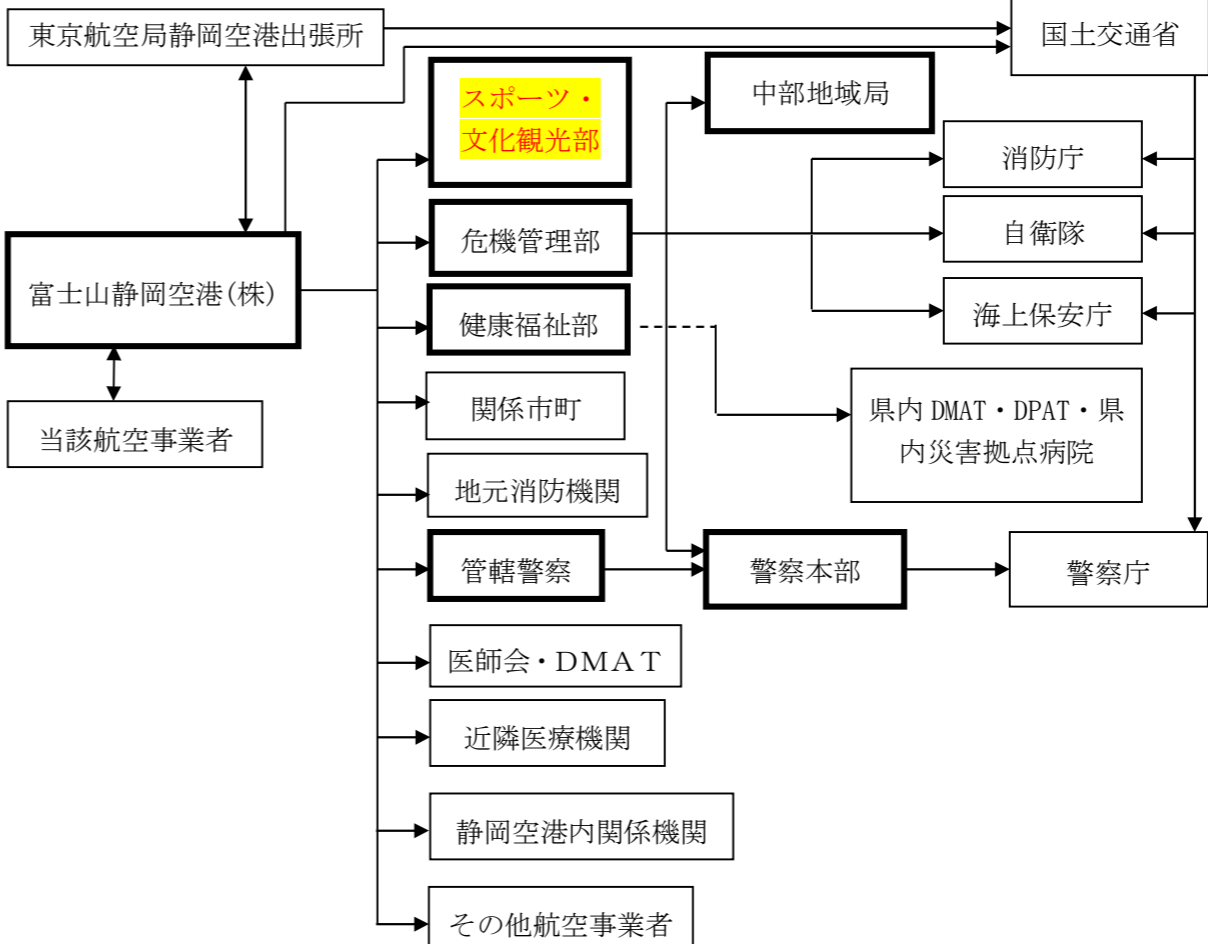
静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考		
大 事 故 -18	II 船舶事故対策計画 第1章 総則 第2節 予想される事故と地域 (略)		II 船舶事故対策計画 第1章 総則 第2節 予想される事故と地域 (略)		
	推進器障害	推進器及び推進軸が、脱落、若しくは破損し、又は漁網、ロープ等を巻いたため、船舶の航行に支障が生じたことをいう。		推進器障害 推進器及び推進軸が、脱落、若しくは破損し、又は漁網、ロープ等を巻いたため、船舶の航行に支障が生じたことをいう。	
	舵障害	舵取機及びその付属装置の故障、舵の脱落又は破損により、船舶の航行に支障が生じたことをいう。		舵障害 舵取機及びその付属装置の故障、舵の脱落又は破損により、船舶の航行に支障が生じたことをいう。	
	火災・爆発	船舶又積荷に火災が発生したことをいう。燃料その他の爆発性を有するものが引火、化学反応等によって爆発したことをいう。		火災・爆発 船舶又 <sup>は</sup> 積荷に火災が発生したことをいう。燃料その他の爆発性を有するものが引火、化学反応等によって爆発したことをいう。	脱字修正
	機関故障	主機関等推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。		機関故障 主機関等推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。	
	安全障害	転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天難航をいう。		安全障害 転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天難航をいう。	

静岡県地域防災計画 新旧対照表

		旧	新	備考																
大事故 -27	III 沿岸排出油事故等対策計画 第1章 総則 第1節 過去の顕著な事故 2 静岡県近海での最近の油流出事故	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>事故状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年8月8日</td> <td>御前崎灯台の南東約約3.7マイルの海上で貨物船第二広洋丸（総トン数462トン）と韓国籍貨物船SUN TRUST（総トン数2,747トン）が衝突沈没、SAN TRUSTの燃料油等約138キロリットルが流出し、油の一部が静岡県富士市沿岸及び西伊豆沿岸に漂着した。静岡県知事他23市町村長に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。</td> </tr> <tr> <td>平成14年10月1日</td> <td>台風接近のため駿河湾に向け避難航行中の自動車運搬船HAUL EURORE（総トン数56,835トン）が伊豆大島南東に座礁し、燃料油約1,307メタリックトンが流出、伊豆大島波浮港及び付近海岸を汚染、油の一部が房総半島鴨川沖まで達し、東京都、千葉県、静岡県、伊豆諸島、相模湾沿岸市町村に対し流出油に関する情報提供がなされた。</td> </tr> <tr> <td>平成21年3月10日</td> <td>伊豆大島東方海域でパナマ籍貨物船CYGNUS ACE（総トン数10,833トン）と韓国籍貨物船ORCHID PIA（総トン数4,255トン）が衝突、沈没したO号から油が湧出、油の一部が千葉県房総半島に漂着し、千葉県知事他5市1町に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	事故状況	平成14年8月8日	御前崎灯台の南東約約3.7マイルの海上で貨物船第二広洋丸（総トン数462トン）と韓国籍貨物船SUN TRUST（総トン数2,747トン）が衝突沈没、SAN TRUSTの燃料油等約138キロリットルが流出し、油の一部が静岡県富士市沿岸及び西伊豆沿岸に漂着した。静岡県知事他23市町村長に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。	平成14年10月1日	台風接近のため駿河湾に向け避難航行中の自動車運搬船HAUL EURORE（総トン数56,835トン）が伊豆大島南東に座礁し、燃料油約1,307メタリックトンが流出、伊豆大島波浮港及び付近海岸を汚染、油の一部が房総半島鴨川沖まで達し、東京都、千葉県、静岡県、伊豆諸島、相模湾沿岸市町村に対し流出油に関する情報提供がなされた。	平成21年3月10日	伊豆大島東方海域でパナマ籍貨物船CYGNUS ACE（総トン数10,833トン）と韓国籍貨物船ORCHID PIA（総トン数4,255トン）が衝突、沈没したO号から油が湧出、油の一部が千葉県房総半島に漂着し、千葉県知事他5市1町に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>発生年月日</th> <th>事故状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成14年8月8日</td> <td>御前崎灯台の南東約約3.7マイルの海上で貨物船第二広洋丸（総トン数462トン）と韓国籍貨物船SUN TRUST（総トン数2,747トン）が衝突沈没、SAN TRUSTの燃料油等約138キロリットルが流出し、油の一部が静岡県富士市沿岸及び西伊豆沿岸に漂着した。静岡県知事他23市町村長に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。</td> </tr> <tr> <td>平成14年10月1日</td> <td>台風接近のため駿河湾に向け避難航行中の自動車運搬船HAUL EURORE（総トン数56,835トン）が伊豆大島南東に座礁し、燃料油約1,307メートルトンが流出、伊豆大島波浮港及び付近海岸を汚染、油の一部が房総半島鴨川沖まで達し、東京都、千葉県、静岡県、伊豆諸島、相模湾沿岸市町村に対し流出油に関する情報提供がなされた。</td> </tr> <tr> <td>平成21年3月10日</td> <td>伊豆大島東方海域でパナマ籍貨物船CYGNUS ACE（総トン数10,833トン）と韓国籍貨物船ORCHID PIA（総トン数4,255トン）が衝突、沈没したO号から油が湧出、油の一部が千葉県房総半島に漂着し、千葉県知事他5市1町に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。</td> </tr> </tbody> </table>	発生年月日	事故状況	平成14年8月8日	御前崎灯台の南東約約3.7マイルの海上で貨物船第二広洋丸（総トン数462トン）と韓国籍貨物船SUN TRUST（総トン数2,747トン）が衝突沈没、SAN TRUSTの燃料油等約138キロリットルが流出し、油の一部が静岡県富士市沿岸及び西伊豆沿岸に漂着した。静岡県知事他23市町村長に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。	平成14年10月1日	台風接近のため駿河湾に向け避難航行中の自動車運搬船HAUL EURORE（総トン数56,835トン）が伊豆大島南東に座礁し、燃料油約1,307メートルトンが流出、伊豆大島波浮港及び付近海岸を汚染、油の一部が房総半島鴨川沖まで達し、東京都、千葉県、静岡県、伊豆諸島、相模湾沿岸市町村に対し流出油に関する情報提供がなされた。	平成21年3月10日	伊豆大島東方海域でパナマ籍貨物船CYGNUS ACE（総トン数10,833トン）と韓国籍貨物船ORCHID PIA（総トン数4,255トン）が衝突、沈没したO号から油が湧出、油の一部が千葉県房総半島に漂着し、千葉県知事他5市1町に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。	表記の適正化  誤字修正
	発生年月日	事故状況																		
	平成14年8月8日	御前崎灯台の南東約約3.7マイルの海上で貨物船第二広洋丸（総トン数462トン）と韓国籍貨物船SUN TRUST（総トン数2,747トン）が衝突沈没、SAN TRUSTの燃料油等約138キロリットルが流出し、油の一部が静岡県富士市沿岸及び西伊豆沿岸に漂着した。静岡県知事他23市町村長に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。																		
	平成14年10月1日	台風接近のため駿河湾に向け避難航行中の自動車運搬船HAUL EURORE（総トン数56,835トン）が伊豆大島南東に座礁し、燃料油約1,307メタリックトンが流出、伊豆大島波浮港及び付近海岸を汚染、油の一部が房総半島鴨川沖まで達し、東京都、千葉県、静岡県、伊豆諸島、相模湾沿岸市町村に対し流出油に関する情報提供がなされた。																		
平成21年3月10日	伊豆大島東方海域でパナマ籍貨物船CYGNUS ACE（総トン数10,833トン）と韓国籍貨物船ORCHID PIA（総トン数4,255トン）が衝突、沈没したO号から油が湧出、油の一部が千葉県房総半島に漂着し、千葉県知事他5市1町に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。																			
発生年月日	事故状況																			
平成14年8月8日	御前崎灯台の南東約約3.7マイルの海上で貨物船第二広洋丸（総トン数462トン）と韓国籍貨物船SUN TRUST（総トン数2,747トン）が衝突沈没、SAN TRUSTの燃料油等約138キロリットルが流出し、油の一部が静岡県富士市沿岸及び西伊豆沿岸に漂着した。静岡県知事他23市町村長に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。																			
平成14年10月1日	台風接近のため駿河湾に向け避難航行中の自動車運搬船HAUL EURORE（総トン数56,835トン）が伊豆大島南東に座礁し、燃料油約1,307メートルトンが流出、伊豆大島波浮港及び付近海岸を汚染、油の一部が房総半島鴨川沖まで達し、東京都、千葉県、静岡県、伊豆諸島、相模湾沿岸市町村に対し流出油に関する情報提供がなされた。																			
平成21年3月10日	伊豆大島東方海域でパナマ籍貨物船CYGNUS ACE（総トン数10,833トン）と韓国籍貨物船ORCHID PIA（総トン数4,255トン）が衝突、沈没したO号から油が湧出、油の一部が千葉県房総半島に漂着し、千葉県知事他5市1町に対し、海防法第41条の2に基づく防除要請がなされた。																			

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
<p>大事故 -55</p>	<p>V 航空機事故対策計画 第3章 災害応急対策計画 第1節 防災体制の整備 (略) &lt;連絡系統図&gt; (太枠は県の機関である) I 静岡空港等において航空機事故が発生した場合 (詳細は「静岡空港航空機事故等対応計画」による。)</p>  <p>※静岡空港等・・・静岡空港及びその周辺 (空港の滑走路から概ね半径 9km の範囲)</p>	<p>V 航空機事故対策計画 第3章 災害応急対策計画 第1節 防災体制の整備 (略) &lt;連絡系統図&gt; (太枠は県の機関である) I 静岡空港等において航空機事故が発生した場合 (詳細は「静岡空港航空機事故等対応計画」による。)</p>  <p>※静岡空港等・・・静岡空港及びその周辺 (空港の滑走路から概ね半径 9km の範囲)</p>	<p>組織改編に伴う修正</p>

静岡県地域防災計画 新旧対照表

	旧	新	備考
大事故 -56	<p>II I以外の地域において航空機事故が発生した場合</p>	<p>II I以外の地域において航空機事故が発生した場合</p>	<p>備考</p> <p>組織改編に伴う修正</p>